

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

坂 出 市

目 次

I	はじめに	1
	第1章 総論.....	1
	1. 計画の目的.....	1
	2. 計画の性格.....	1
	3. 計画期間及び目標年次.....	1
	4. 計画の範囲.....	2
	第2章 地域の概要.....	3
	1. 坂出市の概要.....	3
	2. 自然条件.....	5
	3. 歴史・沿革.....	6
	4. 社会条件.....	6
	5. 関連計画.....	10
II	ごみ処理基本計画	13
	第1章 ごみ処理の現状.....	13
	1. ごみ処理行政.....	13
	2. 分別区分と処理フロー.....	14
	3. ごみ排出量の実績及びその性状.....	19
	4. ごみの減量化・再生利用の実績.....	24
	5. ごみ処理の実績.....	26
	6. ごみ処理経費.....	33
	7. 一般廃棄物処理システムの評価.....	33
	8. 問題点の整理と課題の抽出.....	36
	第2章 ごみ処理基本計画.....	37
	1. 基本理念と基本方針.....	37
	2. 人口及びごみ量の予測.....	38
	3. 排出抑制・減量化による減量目標.....	51
	4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項.....	55
	5. 分別収集ごみの種類及び分別の区分.....	56
	6. ごみ処理計画.....	56
	7. その他ごみの処理に関し必要な事項.....	59

Ⅲ 生活排水処理基本計画	63
第1章 生活排水処理基本計画	63
1. 生活排水処理の現状	63
2. 生活排水処理の現況調査	68
3. 基本理念と整備方針	74
4. 生活排水の処理主体	74
5. 生活排水処理基本計画	74

資料編

1. 坂出市環境美化条例	資料-1
2. 坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例	資料-4
3. 坂出環境センター条例	資料-11
4. 坂出市リサイクルプラザ条例	資料-12

I はじめに

第1章 総論

1. 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、市民、事業者が行うべき方策、行動を支援、促進するための基本方針、施策を定めるものである。

坂出市（以下「本市」という）では、「坂出市まちづくり基本構想」（平成28年3月策定）等に基づき、平成24年3月にごみの減量化、リサイクル及び適正処理のための基本方針を定める「一般廃棄物処理基本計画書」を策定し、施策の推進に努めてきた。

この計画は、令和3年度をもって計画期間が終了するため、「坂出市まちづくり基本構想」及び「坂出市環境基本計画」（平成28年3月策定）等に基づき、適正かつ計画的な一般廃棄物処置を推進するために、長期的・総合的な指標となる「一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画」を策定する。

2. 計画の性格

本計画は、本市より排出されるごみを法律に則り適正に処理するための施策、各事業の基本方針を示すものであり、本市の廃棄物行政の基本となるものである。

本計画と他の計画の関係は、図I-1-1（p.2）に示すとおりである。

3. 計画期間及び目標年次

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行うことが適切であるとなっている。

本計画では、計画期間を令和4年度～令和13年度までの10年間とし、令和8年度を中間目標年次、令和13を計画目標年次に設定する。本計画の計画期間及び目標年次は、表I-1-1に示すとおりである。

表 I - 1 - 1 計画期間と目標年次

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
内容・計画期間																				
					▲ 中間 目 標 年 次					▲ 計 画 目 標 年 次					▲ 中 間 目 標 年 次					▲ 計 画 目 標 年 次

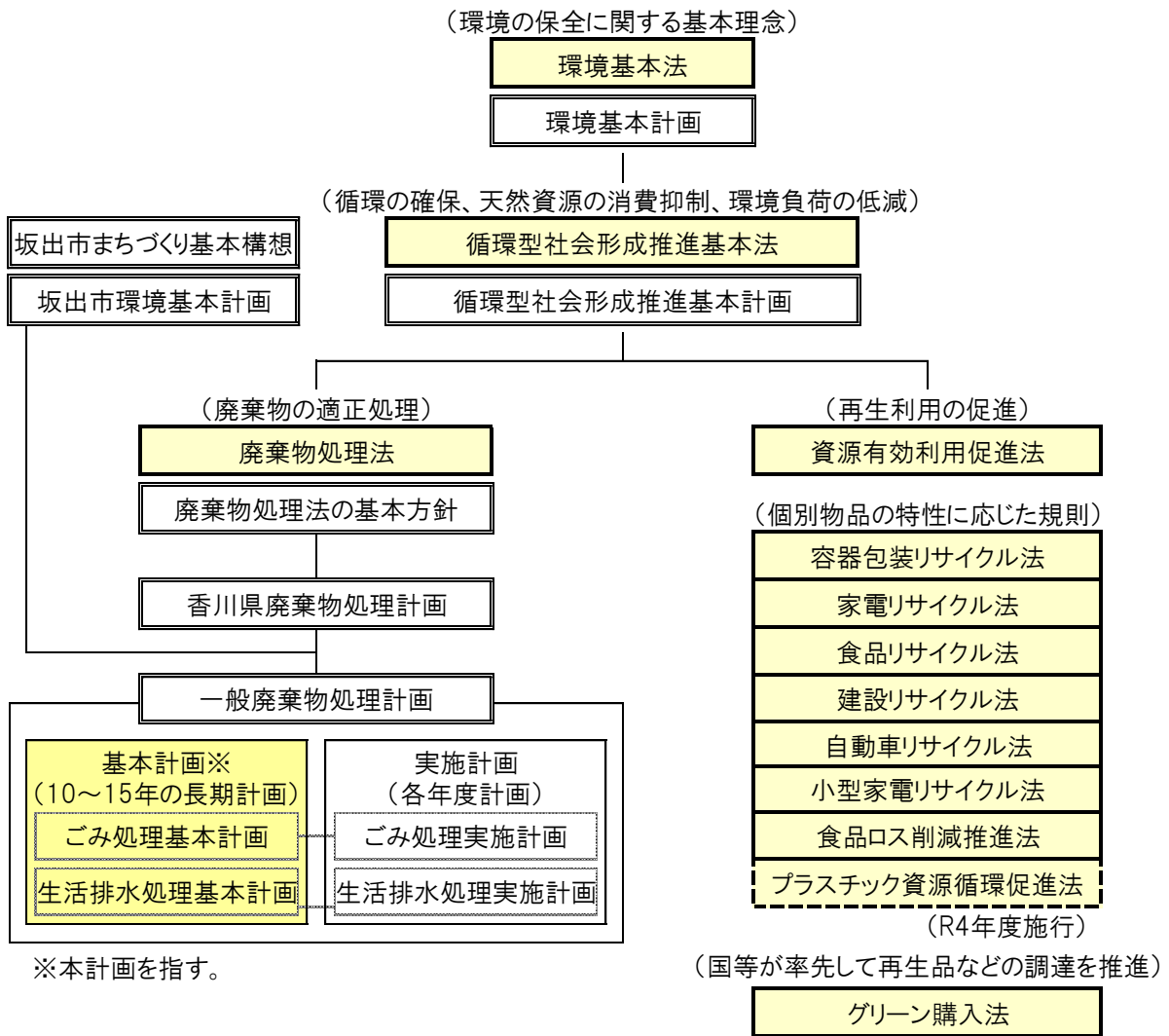


図 I - 1 - 1 本計画と廃棄物関係法令及び諸計画との関係

4. 計画の範囲

1) 対象地域

対象地域は、本市全域とする。

2) 対象となる廃棄物

本市が自ら処理するごみのみならず、廃棄物処理法第6条の2の第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させるごみや市町村以外のものが処理するごみも含め、本市で発生するすべてのごみについて対象とする。

第2章 地域の概要

1. 坂出市の概要

1) 位置

本市は、香川県のほぼ中央に位置し、東は高松市、西は丸亀市・宇多津町、南は綾川町、北は、多島美を誇る瀬戸内海が広がり、瀬戸内海を隔てて岡山県に対している。

高松駅からは15分、対岸の岡山駅からでもマリンライナーで40分、空の玄関口高松空港からも車で30分という位置にある。

- 人口 50,556人
- 世帯 21,482世帯
- 東経 133度51分38秒
- 北緯 34度18分59秒
- 面積 92.49km²（東西約14.65km、南北約18.20km）

出典：「令和3年版 坂出市統計書」（令和2年10月1日現在）



2) 沿革

本市域の変遷は、図 I - 1 - 1 に示すとおりである。

昭和 17 年（1942 年）に、坂出町と林田村が合併し、坂出市となった。その後も合併編入を重ね、昭和 31 年（1956 年）に松山村・玉腰村を合併編入し、現在の市域となっている。

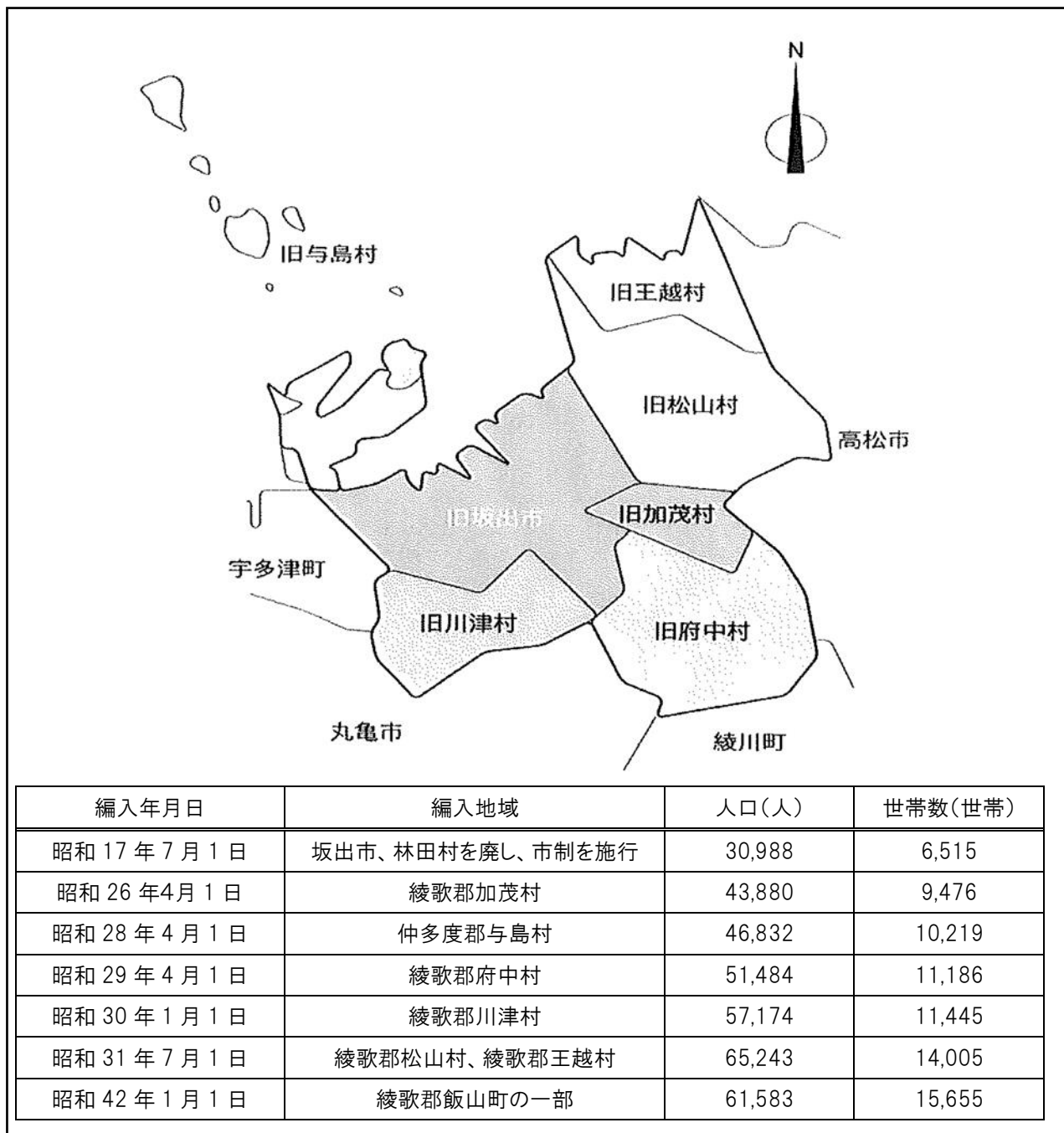


図 I - 1 - 1 市域の変遷

2. 自然条件

1) 地象

本市は、瀬戸内海に面した北部には埋め立て地・干拓地が広がり平坦である。北東部には高松市と跨る丘陵・五色台がある。また南部も丘陵地帯となっている。瀬戸内海には瀬戸大橋が通る与島・櫃石島をはじめとする塩飽諸島に属する島嶼が点在する。番の州工業地帯の埋立造成により瀬居島と沙弥島が陸続きになった。

■ 山 五色台

■ 河川 青海川、綾川、大東川

■ 湖沼 府中湖

■ 島 (面積)

島名	面積(k m ²)
与 島	1.13
小 与 島	0.24
羽 佐 島	0.04
岩 黒 島	0.16
櫃 石 島	0.85
鍋 島	0.01

出典：「令和3年版 坂出市統計書」(令和2年10月1日現在)

2) 気象

本市の気象は、表I-1-1に示すとおりである。

本市は、瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖(令和2年の平均気温 17.6℃)で年間を通じて降水量は少なく(令和2年の年間降水量 963.00mm)、日照時間数が多い(令和2年の晴天日数 224日)気候特性をもっているため、渇水に襲われる事も多いが、台風、梅雨前線による大雨、台風による高潮に襲われる事も少なくはない。

また、瀬戸内海に面し、晴れた穏やかな日には海陸風が発達するなどの極致循環もよくみられる。

表I-1-1 気象状況

年次 月別	気 温			湿 度		瞬間風速・風向				降水量 mm	天 候			
	最高	最低	平均	最低	平均	最大		平均	最多 風向		晴	曇	雨	雪
						風速	風向							
単位	℃	℃	℃	%	%	m/s		m/s		mm	日	日	日	日
平成28年	36.0	-2.7	17.7	19.1	79.5	24.2	WSW	1.8	N	1239.0	195	134	36	1
平成29年	36.9	-1.2	16.9	13.0	69.0	27.9	N	1.9	W	1221.0	221	108	36	-
平成30年	37.3	-2.9	17.2	11.3	69.1	26.1	SW	1.9	W	1407.5	217	102	46	-
令和元年	37.1	-0.6	17.5	5.2	69.4	23.1	S	1.8	SW	687.0	221	118	26	-
令和2年	37.6	0.2	17.6	9.9	68.8	23.9	WSW	1.9	WSW	963.0	224	112	30	-
1月	16.1	0.8	8.7	34.4	68.7	23.9	WSW	2.3	WSW	51.0	16	13	2	-
2	17.7	0.2	7.9	15.2	65.5	20.6	SW	2.0	WSW	36.5	17	10	2	-
3	20.8	1.7	11.1	9.9	66.0	20.6	WSW	2.0	WSW	67.5	19	9	3	-
4	22.7	4.9	13.6	14.4	56.4	19.4	SW	2.4	WSW	130.0	24	3	3	-
5	29.3	12.4	20.5	15.2	66.0	18.6	SW	1.9	SW	48.5	21	8	2	-
6	31.8	18.3	24.5	19.4	74.2	12.6	WSW	1.6	SW	135.0	18	9	3	-
7	34.5	20.7	25.8	48.0	82.6	13.6	WSW	1.6	SW	241.5	7	18	6	-
8	37.6	25.7	30.6	32.2	68.7	14.5	S	1.5	W	3.0	31	-	-	-
9	36.0	16.1	25.7	28.0	70.8	20.3	S	1.9	E	98.0	10	16	4	-
10	27.1	8.7	18.8	28.0	71.1	13.5	WSW	1.6	NE	90.5	20	9	2	-
11	25.5	6.6	14.6	35.5	71.3	17.1	WNW	1.5	W	45.0	21	7	2	-
12	16.1	0.8	8.5	35.0	64.3	19.8	WNW	2.3	W	16.5	20	10	1	-

出典：「令和3年版 坂出市統計書」(令和2年10月1日現在)

3. 歴史・沿革

本市はその昔、久米栄左衛門の大開拓事業により、塩田の基礎が築かれ、依頼全国でも有数の塩田のまちとして栄えてきた。これにともない商工業が栄え塩の積み出し港として、四国屈指の貿易港を持つまちとしても発展してきた。しかし、長年坂出を支えてきた塩田も度重なる延慶整備や技術革新によって姿を消し、代わって本市沖合約1kmに横たわる巨大な洲（浅瀬）であった「番の州」を埋め立て、香川県下最大の番の州工業地帯が造成された。

坂出市は、この臨海工業地帯によって瀬戸内工業圏の中核都市として重要な位置を占めている。これらにあわせて整備された坂出港により、瀬戸内海における海上交通の要衝としてさらに発展してきた。

また、昭和53年に着工し、9年半の歳月と1兆1,200億円の巨費を投じ、坂出市民のみならず、四国島民の長年の夢と希望をのせて「瀬戸大橋」が昭和63年に完成した。瀬戸大橋は、上部に瀬戸中央自動車道、株にJR瀬戸大橋線が走る二階建て構造の道路鉄道併用橋として、日本汚橋梁技術の粋を結集して建設された世界でも例のない名が大橋である。この橋は、岡山側から5つの島を経て坂出の番の州に至る海上部9.4kmがつり橋、斜張橋、トラス橋の6つの高架橋で結ばれている。

平成4年には四国横断自動車道と瀬戸大運が連結し、坂出は四国を結ぶ高速道路網の四国側の玄関となる重要な拠点となり、米子・高知間の南北地域連携軸のちょうど真ん中に位置する地理的特性を十分に生かし、「瀬戸内の交流拠点 活力とふれあいの坂出」を目指したまちづくりを進めている。

4. 社会条件

1) 世帯数及び人口

世帯数及び人口の国勢調査結果は、表I-1-2に示すとおりである。

令和2年10月1日現在の世帯数は21,482世帯、人口は50,556人となっており、世帯数は増加傾向、人口は昭和50年以降減少傾向となっている。

表I-1-2 世帯数及び人口等の状況

年次	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口(人)			性比 (女=100)	人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女		
昭和35年	86.83	14,302	62,142	29,493	32,649	90.3	715.7
昭和40年	87.04	15,293	61,284	28,708	32,576	88.1	704.1
昭和45年	90.43	17,255	64,147	30,582	33,565	91.1	709.4
昭和50年	92.63	19,018	67,624	32,766	34,858	94.0	730.0
昭和55年	92.78	19,681	66,290	31,880	34,410	92.6	714.5
昭和60年	93.19	20,201	66,087	31,936	34,151	93.5	709.2
平成2年	92.40	20,039	63,876	30,557	33,319	91.7	691.3
平成7年	92.45	20,492	61,351	29,231	32,120	91.0	663.6
平成12年	92.45	20,792	59,228	28,204	31,024	90.9	640.6
平成17年	92.46	21,036	57,266	27,265	30,001	90.9	619.4
平成22年	92.46	21,394	55,621	26,560	29,061	91.4	601.6
平成27年	92.49	21,361	53,164	25,359	27,805	91.2	574.8
令和2年	92.49	21,482	50,556	24,234	26,322	92.1	546.6

出典：「令和3年版 坂出市統計書」（令和2年10月1日現在）

2) 産業

本市の北西部には埋め立て地である番の州臨海工業団地があり、造船化学工業が盛んである。その東側には、林田・阿河浜引く臨海工業団地があり、こちらでは製造業が盛んであるとともに物流企業が多く集積する物流拠点となっている。また、その他に北東部の松ヶ浦地区には塩業メーカーがある。

本市における平成 30 年産業分類別（工業）事業所数、従業者数及び製造品出荷額は、表 I-1-3 に示すとおりであり、製造品出荷額は約 4,254 億円であり、内訳としては石油製品・石炭製品製造業が約 40%を占めている。

表 I-1-3 平成 30 年産業分類別（工業）事業所数、従業者数及び製造品出荷額

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
総数	163	6,916	42,535,566
食料品	48	2,202	6,329,714
飲料・たばこ・飼料	2	69	×
繊維工業品	10	98	37,251
木材・木製品	4	37	219,735
家具・装備品	5	32	21,409
パルプ・紙・紙加工品	7	217	648,483
印刷・同関連	11	168	283,939
化学工業	7	817	4,191,192
石油製品・石炭製品	3	877	18,147,550
プラスチック製品	4	61	90,072
ゴム製品	1	5	×
なめし皮・同製品・毛皮	0	0	-
窯業・土石製品	8	131	219,486
鉄鋼	4	71	247,250
非鉄金属	1	8	×
金属製品	18	240	392,849
はん用機械器具	7	99	157,469
生産用機械器具	8	395	773,251
業務用機械器具	1	5	×
電子部品・デバイス・電子回路	0	0	-
電気機械器具	2	25	×
情報通信機械器具	0	0	-
輸送用機械器具	10	1,319	9,525,365
その他の製品	2	40	60,205

※従業者4人以上の事業所についての集計である。

※事業者数及び従業者数は平成30年6月1日現在、製造品出荷額等は平成30年1年間の数値である。

出典：「令和 3 年版 坂出市統計書」

3) 交通

本市の主要道路網は、図 I - 1 - 2 に示すとおりである。

本市における高速交通網としては、瀬戸中央自動車道、高松自動車道があり、広域幹線道路網としては、さぬき浜街道・国道 11 号・国道 438 号などが整備されている。また、本市内には約 860 の市道があり、住民の生活道となっている。



図 I - 1 - 2 主要道路網

4) 土地利用

本市における土地利用の状況は、表 I - 1 - 4 及び図 I - 1 - 3 に示すとおりである。

令和 2 年度においては、「山林」が 36.4% と最も多く、次いで「農地」 24.2%、「宅地」 17.7% となっている。

表 I - 1 - 4 土地利用の状況

区分	平成28年		平成30年		令和2年	
	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
農地	22,589,094	24.4	22,434,862	24.3	22,339,530	24.2
田	12,427,492	13.4	12,330,672	13.3	12,252,142	13.3
畑	10,161,602	11.0	10,104,190	10.9	10,087,388	10.9
宅地	16,608,979	18.0	16,353,527	17.7	16,398,032	17.7
池沼	35,561	0.0	35,517	0.0	35,517	0.0
山林	33,922,320	36.7	33,926,205	36.7	33,695,683	36.4
牧場	-	-	-	-	-	-
原野	362,136	0.4	362,453	0.4	357,302	0.4
雑種地	5,498,495	5.9	5,863,167	6.3	5,974,876	6.5
ゴルフ場	1,005,294	1.1	1,005,294	1.1	1,005,294	1.1
鉄軌道用地	175,136	0.2	175,136	0.2	174,993	0.2
その他	4,318,065	4.6	4,682,737	5.1	4,794,589	5.2
その他	13,473,415	14.6	13,514,269	14.6	13,689,060	14.8
合計	92,490,000	100.0	92,490,000	100.0	92,490,000	100.0

出典：「令和 3 年版 坂出市統計書」（各年 1 月 1 日現在）

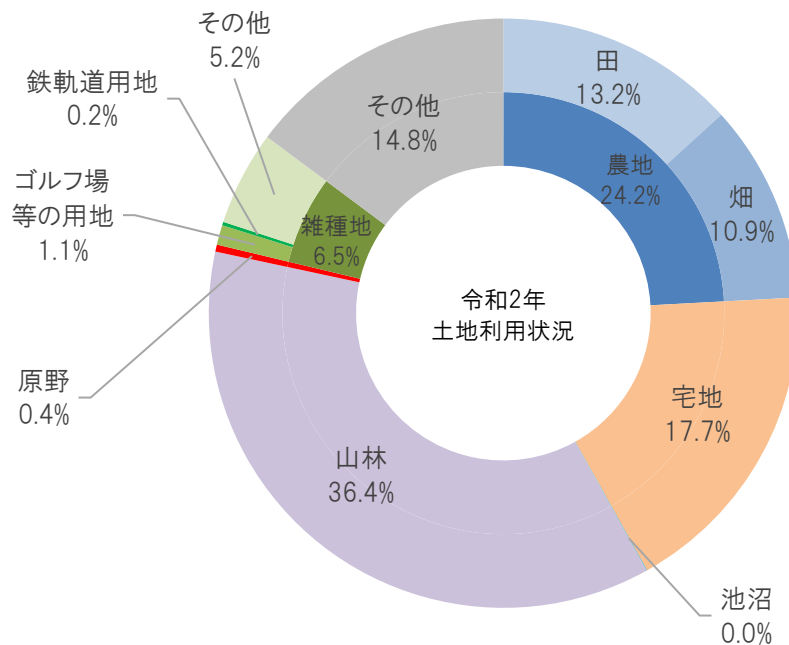


図 I - 1 - 3 土地利用の状況（令和 2 年）

5. 関連計画

1) 坂出市まちづくり基本構想

本市では、市政の最上位の方針となる「坂出市まちづくり基本構想」を平成28年3月に策定しており、市民共働で取り組むまちづくりの将来像を「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで」と定めている。

■施策体系

【基本目標1】すべての人がいきいきと輝くまちづくり（自立・信頼）

- (1) 市民参加によるまちづくり
- (2) 多様な連携の推進
- (3) 行財政運営の効率化と健全財政の確保
- (4) 男女共同参画社会の形成

【基本目標2】安全で環境に優しく持続可能なまちづくり（安全・環境）

- (1) 防災体制の強化・充実
- (2) **環境保全と環境衛生の充実**
- (3) 交通安全の推進
- (4) 地域安全（防犯）活動の推進

【基本目標3】健康で安心して暮らせるまちづくり（安心・健康）

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 介護・高齢者福祉の充実
- (3) 児童福祉・子育て世代への支援の充実
- (4) 障がい者（児）福祉の充実
- (5) 人権尊重社会の構築

【基本目標4】未来を拓く力をはぐくむまちづくり（教育・文化）

- (1) 幼児期・学校教育の充実
- (2) 生涯学習・スポーツの充実
- (3) 文化の継承と創造
- (4) 人権・同和教育の推進
- (5) 国際交流の推進

【基本目標5】快適な都市環境を実感できるまちづくり（快適・憩い）

- (1) **都市基盤の整備**
- (2) 都市環境の整備
- (3) 情報化の推進
- (4) 離島振興

【基本目標6】元気ににぎわいのあるまちづくり（魅力・活気）

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業・サービス業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 労働環境の充実

■基本目標 2 (2)環境保全と環境衛生の充実 (一部抜粋)

- ①瀬戸内海国立公園に面し、三方を緑の山々に囲まれた豊かな本市の自然を保全するとともに、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進などの地球温暖化対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりをめざします。
- ②市民、民間事業者、行政が一体となった環境保全活動の展開、環境問題を理解するための教育や啓発活動を推進するなど、積極的な環境保全対策に努めます。
- ③市民共働による 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進等により、ごみの減量化・資源化を促進し、最終処分場の延命化を図り、持続的発展が可能な循環型社会の形成に努めます。
- ④生活排水の処理については、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及を推進し、公共用水域の水質の改善および保全を図るとともに、衛生的な住環境の形成・確保に努めます。

■基本目標 5 (1)都市基盤の整備 (一部抜粋)

- ⑤下水道の整備にあたっては、快適な生活環境をつくりだすため、公共下水道(汚水・雨水)の計画的な整備・普及を推進するとともに、地方公営企業法適用に向けて、経営状況の的確な把握に努め、維持管理体制の充実や経営の健全化を図ります。

2) 坂出市環境基本計画

坂出市環境基本条例第 8 条に基づく地域の環境に関する総合計画として、「坂出市環境基本計画」を平成 28 年 3 月に策定しており、本市が策定する他の個別計画や事業に対して、環境の保全及び創造に関する基本的方向を示している。

■基本理念

- ①市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるよう、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ②すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ③地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

■快適な生活環境の確保 (一部抜粋)

- (3)水質汚濁対策
- ②下水道の整備や浄化槽の設置および適切な維持管理の促進、家庭での水質浄化等、生活排水対策を推進します。
- (4)地下水汚染の防止
- ④廃棄物最終処分場周辺から出る地下水については、定期的に水質を検査する等、実態把握を行います。

■循環型社会の構築（一部抜粋）

(1) 3Rの推進

- ①リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の必要性について、市民や事業者の意識の高揚を図ります。
- ②リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内のごみ回収の充実を図ります。
- ③ごみや資源物の分別方法・回収方法などを周知するとともに、適切な情報を提供します。
- ④生ごみや落ち葉等のコンポスト(生ごみ処理容器)等による資源化を促進します。
- ⑤容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- ①環境美化を促進し、公共の場所や他人の所有地に、ごみを捨てたり、散乱したり、ポイ捨てしないように指導・徹底を図ります。
- ②一般廃棄物の適正処理を促進します。
- ③廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「坂出市一般廃棄物処理基本計画」に基づき計画的、広域的な取り組みを進めます。

II ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理行政

1) 沿革

本市（坂出、宇多津広域行政事務組合を含む。）が過去に実施していたごみ処理に関する施策等（平成元年以降）は、表Ⅱ-1-1に示すとおりである。

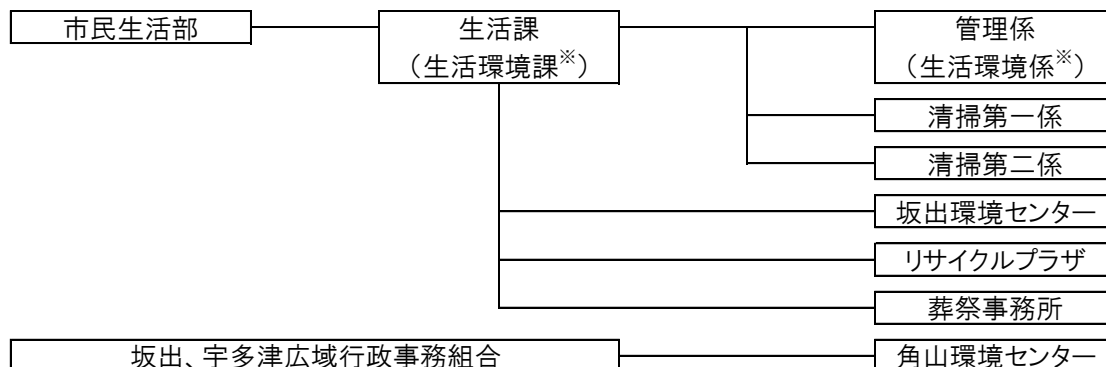
表Ⅱ-1-1 ごみ処理行政の沿革

年月	内容	事業主体
平成元年 12 月	坂出環境センター（最終処分場） 建設工事着手	本市
平成 3 年 4 月	坂出環境センター（最終処分場） 供用開始	本市
平成 3 年 9 月	空き缶、空きビンの分別収集開始	本市
平成 5 年 9 月	空きビンの色分け分別収集開始	本市
平成 9 年 7 月	坂出市リサイクルプラザ 建設工事着工	本市
平成 11 年 10 月	坂出市リサイクルプラザ 稼働開始 紙、プラスチックの分別収集開始	本市
平成 12 年 1 月	粗大ごみの有料化を開始	本市
平成 12～13 年度	角山環境センター（可燃ごみ処理施設） 排ガス高度処理施設整備事業	組合
平成 20 年 4 月	ごみの分別促進と減量化のため、可燃ごみ及び不燃ごみの有料化を開始	本市
平成 20 年 10 月	指定収集袋の完全有料化を開始	本市
平成 21 年 4 月	紙、可燃ごみの収集業務を完全民間委託	本市
平成 30 年 3 月	坂出市災害廃棄物処理計画策定	本市
令和元年 8 月	指定収集袋の形状を平袋タイプからレジ袋タイプに変更	本市
令和 3 年 3 月	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」配信開始	本市
令和 3 年 7 月	指定収集袋に特小サイズを追加	本市
令和 3 年 8 月	し尿くみ取り手数料の支払い方法に口座振替を追加	本市
令和 3～5 年度	角山環境センター（可燃ごみ処理施設）基幹的設備改良事業	組合

※「組合」とは坂出、宇多津広域行政事務組合を示す。

2) 組織体制

本市におけるごみ処理の体制は、図Ⅱ-1-1に示すとおりであり、市民生活部生活環境課（令和4年4月～）が担当する。また、本市は坂出、宇多津広域行政事務組合に属し、角山環境センターにて可燃ごみの焼却処理を行っている。



※令和4年4月1日から、生活課は生活環境課、管理係は生活環境係に変更となる。

図Ⅱ-1-1 組織体制

2. 分別区分と処理フロー

1) 分別区分と排出・収集方法

本市における生活系ごみの分別区分は、表Ⅱ-1-2に示すとおりである。事業系ごみは、可燃ごみ及び資源化物を角山環境センター及び坂出市リサイクルプラザにて受け入れている。

表Ⅱ-1-2 生活系ごみの分別区分と排出・収集方法

分別区分	手数料	ごみ袋・出し方	排出場所	収集頻度	収集主体			
可燃ごみ	有料	指定収集袋	ステーション	週2回	委託業者			
不燃ごみ※	有料	指定収集袋	ステーション	月1~2回	直営			
資源化物	缶	無料	収集日に配布している網カゴ			ステーション		
	ビン	無料	収集日に配布しているコンテナ(色分け)			ステーション		
	ペットボトル	無料	収集日に配布している指定入物			ステーション		
	プラスチック	無料	透明・半透明の袋			ステーション		
	乾電池	無料	収集日に配布しているコンテナ			ステーション		
	ライター	無料	収集日に配布しているコンテナ			ステーション		
	紙類	無料	種類別にひも綴			ステーション	月1回	委託業者
	蛍光管	無料	回収専用のダンボール箱			拠点回収	随時	直営
	水銀式体温計・ 温度計・血圧計	無料	回収専用のダンボール箱			拠点回収		
	粗大ごみ	有料※	戸外に排出	戸別収集(申込制)				

※不燃ごみには小型家電を含む。

※粗大ごみは一部無料。

2) 手数料

可燃ごみ及び不燃ごみは、処理手数料を含めて販売している「坂出市指定収集袋」で排出することとしている。指定収集袋は、坂出市に登録している「指定収集袋取扱店」にて販売している。指定収集袋の種類と価格は表Ⅱ－１－３に示すとおりである。

表Ⅱ－１－３ 指定収集袋（可燃ごみ及び不燃ごみ）の種類と価格

種類	形状等	数量	金額(税込み)
大	45L 相当	10 枚入	450 円
中	30L 相当	10 枚入	300 円
小	15L 相当	10 枚入	150 円
特小	8L 相当	10 枚入	80 円

また、粗大ごみは、その他の生活系ごみとは異なり排出量に個人差があることや、収集及び処理費用がかさむため平等な受益者負担とし、またごみの減量化・再資源化を図るうえから、手数料を徴収している。

粗大ごみの排出方法と手数料は表Ⅱ－１－４に示すとおりである。なお、自己搬入については、令和4年7月1日から新料金を適用する予定である。

また、世帯（家族）構成により一部免除規定を設けている。

表Ⅱ－１－４ 粗大ごみの排出方法と手数料

排出方法	手数料
戸別収集(申込制)	収集処理手数料: 1品につき 100 円～2,000 円
坂出市リサイクルプラザへの自己搬入	持ち込み料金: 100kg まで 500 円 100kg 超過の場合 20kg 増すごとに 100 円追加 ※新料金(令和4年7月1日から適用) 持ち込み料金: 100kg まで 1,000 円 100kg 超過の場合 10kg 増すごとに 100 円追加

参考として、「坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例」及び「坂出市リサイクルプラザ条例」に定める手数料を以下に示す。

(参考) 坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例

種別	処理区分	手数料額
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	家庭系一般廃棄物 (1)100 キログラムまでのものは 500 円 (2)100 キログラムを超えるものは 500 円に 20 キログラム(20 キログラム未満は、20 キログラムとする。)を増すごとに 100 円を加算した額
		事業系一般廃棄物 (1)100 キログラムまでのものは 1,000 円 (2)100 キログラムを超えるものは 1,000 円に 20 キログラム(20 キログラム未満は、20 キログラムとする。)を増すごとに 200 円を加算した額
家庭系一般廃棄物(指定収集袋を使用しなければならないものに限る。)	収集、運搬および処分	指定収集袋(大)1袋につき 45 円
		指定収集袋(中)1袋につき 30 円
		指定収集袋(小)1袋につき 15 円
		指定収集袋(特小)1袋につき 8 円

備考 「指定収集袋(大)」とは、内容量がおおむね 45 リットルのものをいい、「指定収集袋(中)」とは、内容量がおおむね 30 リットルのものをいい、「指定収集袋(小)」とは、内容量がおおむね 15 リットルのものをいい、「指定収集袋(特小)」とは、内容量がおおむね 8 リットルのものをいう。

※本計画では、家庭系一般廃棄物ではなく生活系ごみと称している。

(参考) 坂出市リサイクルプラザ条例

種別		手数料額
家庭系一般廃棄物	個別訪問収集したもの	家庭電化器具類
		金属製品類
		寝具類
		家具類
		建具類・その他
	自己搬入したもの	100 キログラムまでは 500 円、100 キログラムを超えて 20 キログラムを増すごとに、100 円を加算した額
事業系一般廃棄物		100 キログラムまでは 1,000 円、100 キログラムを超えて 20 キログラムを増すごとに、200 円を加算した額

※本計画では、家庭系一般廃棄物ではなく生活系ごみと称している。

さらに、本市のごみ処理に関する条例、規則及び要綱を以下に示す。

(参考) ごみ処理に関する条例及び規則

条例及び規則	最終改正公布日
坂出市環境美化条例 平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号	平成 14 年 3 月 26 日
坂出市環境美化条例施行規則 平成 14 年 3 月 26 日規則第 2 号	平成 28 年 3 月 31 日
坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例 平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号	平成 19 年 9 月 26 日
坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則 平成 8 年 3 月 28 日規則第 5 号	令和 3 年 6 月 30 日
坂出環境センター条例 平成 3 年 3 月 26 日条例第 10 号	平成 3 年 3 月 26 日
坂出市環境センター条例施行規則 平成 11 年 9 月 30 日規則第 15 号	令和 2 年 3 月 31 日
坂出市リサイクルプラザ条例 平成 11 年 9 月 30 日条例第 20 号	平成 21 年 7 月 3 日
坂出市リサイクルプラザ条例施行規則 平成 11 年 9 月 30 日規則第 15 号	令和 2 年 3 月 31 日

(参考) ごみ処理に関する要綱

要綱	最終改正公布日
坂出市可燃ごみ集積場散乱防護ネット貸与要綱 平成 13 年 4 月 1 日要綱第 43 号	令和元年 5 月 1 日
坂出市ごみ集積施設設備費用補助金交付要綱 昭和 61 年 4 月 1 日要綱	令和元年 5 月 1 日
坂出市ごみ分別排出奨励金交付要綱 平成 10 年 4 月 1 日要綱第 14 号	平成 23 年 2 月 4 日
坂出市再生資源回収奨励費用補助金交付要綱 昭和 61 年 4 月 1 日要綱	平成 27 年 4 月 1 日
坂出市生ごみ処理機購入助成金交付要綱 平成 12 年 4 月 1 日要綱第 3 号	平成 20 年 4 月 1 日
坂出市生ごみ処理容器購入助成金交付要綱 昭和 62 年 4 月 1 日要綱	平成 29 年 7 月 3 日

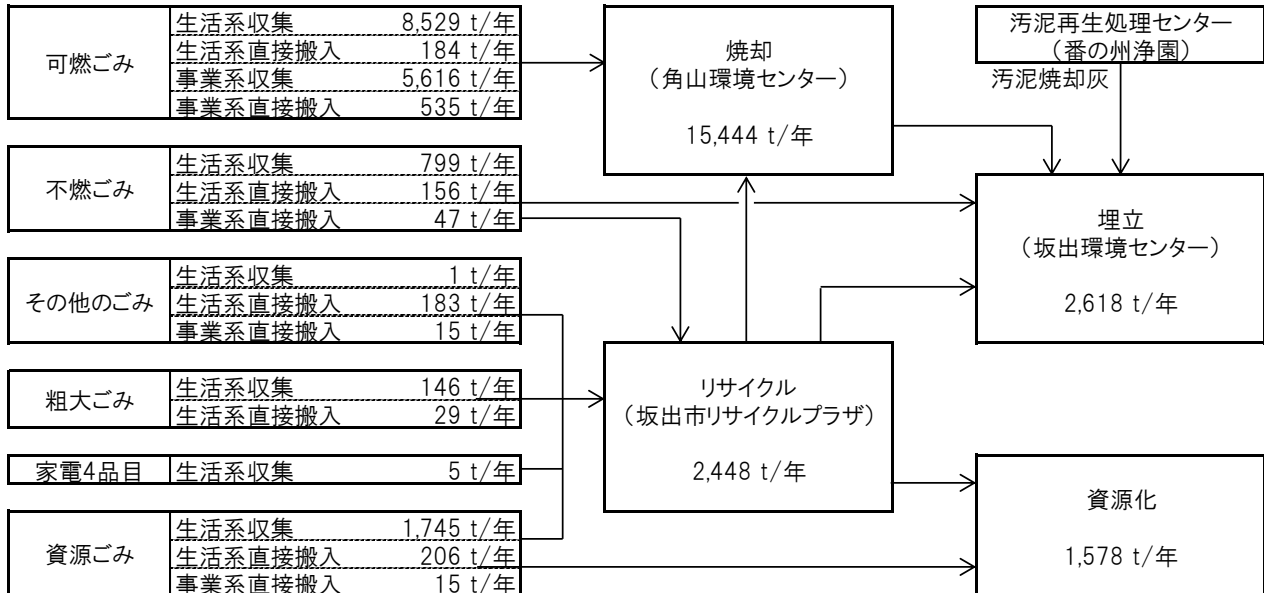
3) 処理フロー

本市における令和2年度のごみ処理フローは、図Ⅱ-1-2に示すとおりである。

可燃ごみは焼却処理を行い残渣は埋立処分を行っている。

不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラザにて破碎分別し、可燃分は焼却処理、鉄・アルミ等は資源化、処理残渣は埋立処分を行っている。

資源化物はリサイクルプラザにて資源化しており、そのうち紙類は直接民間業者へ引き渡している。



図Ⅱ-1-2 処理フロー (令和2年度)

3. ごみ排出量の実績及びその性状

1) ごみ排出量の実績

本市における平成 28 年度から令和 2 年度におけるごみ排出量実績は、表Ⅱ-1-5～表Ⅱ-1-6 に示すとおりである。

(1) 生活系ごみ

①可燃ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 8,713 t、1 人 1 日平均排出量 456.53g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、増減しながらも減少傾向にある。

②不燃ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 955 t、1 人 1 日平均排出量 50.04g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、増減しながらも増加傾向にある。

③資源ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 1,951 t、1 人 1 日平均排出量 102.23g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、年々減少している。

④その他のごみ

令和 2 年度における年間排出量は 184 t、1 人 1 日平均排出量 9.64g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、年度により変化があり、過去 5 年間では 3.99～9.64g/人・日であった。

⑤粗大ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 175 t、1 人 1 日平均排出量 9.17g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、平成 29 年度まで横ばい～やや微増であったが、平成 30 年度以降は増加傾向であり、令和 2 年度は平成 28 年度の約 2 倍となっている。

⑥家電 4 品目

令和 2 年度における年間排出量は 5 t、1 人 1 日平均排出量 0.26g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、増減しながらも増加傾向である。

⑦集団回収ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 126 t、1 人 1 日平均排出量 6.60g/人・日である。
1 人 1 日平均排出量は、年々減少している。

(2) 事業系ごみ

①可燃ごみ

令和 2 年度における年間排出量は 6,151 t、1 日平均排出量は 16.85t/日である。
増加傾向であったが、令和 2 年度以降は減少に転じている。

②不燃ごみ

令和2年度における年間排出量は47t、1日平均排出量は0.13t/日である。
増減しながらもほぼ横ばいで推移している。

③資源ごみ

令和2年度における年間排出量は15t、1日平均排出量は0.04t/日である。
平成30年度まで増加していたが、その後減少傾向にある。

④その他のごみ

令和2年度における年間排出量は15t、1日平均排出量は0.04t/日である。
平成30年度まで増加していたが、その後減少傾向にある。

表Ⅱ-1-5 ごみ排出量の推移

項目\年度		実績値						
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人口(10月1日現在)		人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288	
総ごみ排出量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00	
生活系 総ごみ	生活系ごみ	t/年	13,133.00	12,778.00	12,495.00	12,374.00	12,109.00	
	合計	可燃ごみ	t/年	12,853.00	12,522.00	12,272.00	12,167.00	11,983.00
		不燃ごみ	t/年	9,376.00	9,078.00	8,865.00	8,936.00	8,713.00
		資源ごみ	t/年	890.00	908.00	905.00	892.00	955.00
		その他のごみ	t/年	2,419.00	2,320.00	2,168.00	2,070.00	1,951.00
		粗大ごみ	t/年	79.00	125.00	183.00	104.00	184.00
		家電4品目	t/年	87.00	88.00	149.00	161.00	175.00
		家電4品目	t/年	2.00	3.00	2.00	4.00	5.00
	収集	可燃ごみ	t/年	12,038.00	11,717.00	11,535.00	11,491.00	11,225.00
		不燃ごみ	t/年	9,036.00	8,798.00	8,704.00	8,784.00	8,529.00
		資源ごみ	t/年	742.00	755.00	755.00	733.00	799.00
		その他のごみ	t/年	2,183.00	2,083.00	1,948.00	1,836.00	1,745.00
		粗大ごみ	t/年	3.00	5.00	2.00	2.00	1.00
		粗大ごみ	t/年	72.00	73.00	124.00	132.00	146.00
		家電4品目	t/年	2.00	3.00	2.00	4.00	5.00
	直接搬入	可燃ごみ	t/年	815.00	805.00	737.00	676.00	758.00
		不燃ごみ	t/年	340.00	280.00	161.00	152.00	184.00
		資源ごみ	t/年	148.00	153.00	150.00	159.00	156.00
		その他のごみ	t/年	236.00	237.00	220.00	234.00	206.00
		粗大ごみ	t/年	76.00	120.00	181.00	102.00	183.00
粗大ごみ	t/年	15.00	15.00	25.00	29.00	29.00		
集団回収ごみ		t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00	
事業系 ごみ	合計	可燃ごみ	t/年	6,433.00	6,408.00	6,601.00	6,697.00	6,228.00
		不燃ごみ	t/年	6,365.00	6,327.00	6,514.00	6,618.00	6,151.00
		資源ごみ	t/年	36.00	43.00	36.00	41.00	47.00
		その他のごみ	t/年	17.00	19.00	22.00	20.00	15.00
	許可	可燃ごみ	t/年	15.00	19.00	29.00	18.00	15.00
		可燃ごみ	t/年	5,970.00	5,941.00	6,005.00	6,056.00	5,616.00
	直接搬入	可燃ごみ	t/年	5,970.00	5,941.00	6,005.00	6,056.00	5,616.00
		可燃ごみ	t/年	463.00	467.00	596.00	641.00	612.00
		不燃ごみ	t/年	395.00	386.00	509.00	562.00	535.00
		資源ごみ	t/年	36.00	43.00	36.00	41.00	47.00
その他のごみ	t/年	17.00	19.00	22.00	20.00	15.00		
その他のごみ	t/年	15.00	19.00	29.00	18.00	15.00		

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

表Ⅱ-1-6 1人1日平均排出量及び1日平均排出量の推移

項目\年度		実績値						
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
年間日数		日	365	365	365	366	365	
総ごみ排出量原単位		g/人・日	987.52	975.37	980.62	984.48	960.80	
生活系 ごみ	生活系ごみ		g/人・日	662.84	649.60	641.64	638.77	634.47
	合計	可燃ごみ	g/人・日	473.22	461.50	455.23	461.29	456.53
		不燃ごみ	g/人・日	44.92	46.16	46.47	46.05	50.04
		資源ごみ	g/人・日	122.09	117.94	111.33	106.86	102.23
		その他のごみ	g/人・日	3.99	6.35	9.40	5.37	9.64
		粗大ごみ	g/人・日	4.39	4.47	7.65	8.31	9.17
		家電4品目	g/人・日	0.10	0.15	0.10	0.21	0.26
		収集	g/人・日	607.57	595.66	592.34	593.19	588.15
	収集	可燃ごみ	g/人・日	456.06	447.27	446.97	453.45	446.89
		不燃ごみ	g/人・日	37.45	38.38	38.77	37.84	41.87
		資源ごみ	g/人・日	110.18	105.89	100.03	94.78	91.43
		その他のごみ	g/人・日	0.15	0.25	0.10	0.10	0.05
		粗大ごみ	g/人・日	3.63	3.71	6.37	6.81	7.65
		家電4品目	g/人・日	0.10	0.15	0.10	0.21	0.26
	直接搬入	g/人・日	41.13	40.92	37.85	34.90	39.72	
	直接搬入	可燃ごみ	g/人・日	17.16	14.23	8.27	7.85	9.64
		不燃ごみ	g/人・日	7.47	7.78	7.70	8.21	8.17
		資源ごみ	g/人・日	11.91	12.05	11.30	12.08	10.79
		その他のごみ	g/人・日	3.84	6.10	9.29	5.27	9.59
粗大ごみ		g/人・日	0.76	0.76	1.28	1.50	1.52	
集団回収ごみ		g/人・日	14.13	13.01	11.45	10.69	6.60	
事業系 ごみ			t/日	17.62	17.56	18.08	18.30	17.06
	合計	可燃ごみ	t/日	17.44	17.33	17.85	18.08	16.85
		不燃ごみ	t/日	0.10	0.12	0.10	0.11	0.13
		資源ごみ	t/日	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04
		その他のごみ	t/日	0.04	0.05	0.08	0.05	0.04
	許可		t/日	16.36	16.28	16.45	16.55	15.39
		可燃ごみ	t/日	16.36	16.28	16.45	16.55	15.39
	直接搬入		t/日	1.27	1.28	1.63	1.75	1.68
		可燃ごみ	t/日	1.08	1.06	1.39	1.54	1.47
		不燃ごみ	t/日	0.10	0.12	0.10	0.11	0.13
		資源ごみ	t/日	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04
	その他のごみ		t/日	0.04	0.05	0.08	0.05	0.04

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

2) ごみ質

本市におけるごみの性状（各年度4回の平均値）は、表Ⅱ-1-7に示すとおりである。

(1) ごみの種類組成

乾きごみ中に占める種類組成は紙・布類が最も多く約40～50%を占めている。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、ちゅう芥類の順となっている。

(2) 単位容積重量

単位容積重量は増減しながら推移しており、令和元年度の平均値は263 kg/m³程度である。

(3) ごみの3成分

3成分は、水分、可燃物分、灰分の順であり、3成分ともほぼ横ばい傾向である。

(4) 低位発熱量

低位発熱量の計算値は6,300kJ/kgで推移しており、実測値は平成28年度～平成29年度と比べて平成30年度～令和元年度がやや高く、令和元年度の平均値は8,235kJ/kg程度である。

表Ⅱ-1-7 ごみの性状（各年度4回の平均値）

項目		単位	H28	H29	H30	R1	R2
ごみの種類組成	紙・布類	%	49.5	44.2	46.8	45.1	50.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		29.8	35.0	30.1	25.3	21.5
	木・竹・わら類		2.2	2.0	5.0	5.8	4.4
	ちゅう芥類		14.5	13.2	15.3	19.3	18.8
	不燃物類		1.4	1.1	0.9	3.1	2.6
	その他		2.6	4.5	1.9	1.4	2.0
	単位容積重量		kg/m ³	228.0	255.0	233.0	263.0
ごみの3成分	水分	%	57.3	60.5	49.8	52.2	52.3
	灰分		4.0	3.4	4.1	5.5	5.3
	可燃分		38.7	36.1	46.1	42.3	42.4
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	6.300	6.300	6.300	6.300	6.300
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	7.077	7.227	9.402	8.235	7.825

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

4. ごみの減量化・再生利用の実績

本市では、ごみの減量化・再資源化のための施策を行っており、その概要を以下に示す。

1) 行政による資源化・減量化

(1) 分別収集等による資源化物

①不燃ごみ及び粗大ごみ

収集または直接搬入された不燃ごみ及び粗大ごみは、坂出市リサイクルプラザで機械化選別され、資源鉄、資源アルミ及び資源その他として業者等へ搬出される。

②資源化物（紙類を除く）

収集または直接搬入された資源ごみは、坂出市リサイクルプラザで手選別され、ペットボトル、プラスチック製容器包装、缶類（アルミ類、スチール類）、ビン類（生ビン、駄ビン（透明）、駄ビン（茶色）、その他ビン）及び廃乾電池として業者等へ搬出される。

③紙類

収集された紙類は、ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・厚紙、紙パックとして業者等へ搬出される。

(2) 焼却による減量・減容化

本市から排出される可燃ごみは、角山環境センター（坂出、宇多津広域行政事務組合）にて焼却処理し、減量・減容化を行っている。

2) 住民による資源化・減量化

(1) 集団回収による資源化

本市ではPTA や子ども会等が実施する資源ごみの回収に対して「再生資源回収奨励費用補助金」を交付している（表Ⅱ－1－8）。集団回収量の推移は、表Ⅱ－1－9に示すとおりである。

表Ⅱ－1－8 再生資源回収奨励費用補助金の概要

区分	実施回数	補助金
金属類・古布類・生ビン	年2回以上	8円/kg
古紙類	年2回以上	10円/kg

[出典]改定保存版 ごみの分け方と出し方(2019年3月改訂)

表Ⅱ－1－9 集団回収量の推移

項目\年度	実績値					
	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
集団回収量	t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00
紙類	t/年	256.00	178.00	163.00	146.00	86.00
紙製容器包装	t/年	7.00	63.00	49.00	50.00	33.00
金属類	t/年	6.00	4.00	5.00	3.00	3.00
ガラス類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
布類	t/年	11.00	11.00	6.00	8.00	4.00

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

(2) 生ごみ処理容器等による減量化

本市では資源化の奨励として、「生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入助成金」を交付しており、助成金は生ごみ処理容器が3,000円/基で2基まで、生ごみ処理機が30,000円/基で1基のみを対象としている(表Ⅱ-1-10)。本市における生ごみ処理容器、処理機の助成実績は、表Ⅱ-1-11に示すとおりである。

表Ⅱ-1-10 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入助成金の概要

項目	生ごみ処理容器購入助成金 (コンポスト)	生ごみ処理機購入助成金 (電気式)
助成割合	2分の1	2分の1
限度額	3,000円	30,000円
端数処理	100円未満切捨て	1,000円未満切捨て
対象基数	2基	1基

[出典]改定保存版 ごみの分け方と出し方(2019年3月改訂)

表Ⅱ-1-11 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入助成実績

年度	処理容器(基)	処理機(基)	助成金額(円)
H23	12	15	457,600
H24	7	6	191,900
H25	4	8	233,200
H26	6	6	180,800
H27	6	6	194,700
H28	6	10	207,600
H29	4	10	258,400
H30	7	4	100,600
R1	11	8	230,800
R2	6	15	322,900
合計	69	88	2,378,500

3) その他

(1) 坂出市リサイクルプラザでの環境学習

各種団体等を対象に、循環型社会構築のための環境学習を実施している。また市民工房では、石鹸やガラス工房等の学習スペースによりリサイクル意識の向上を図っている。

(2) ごみ集積施設設置費用補助金

ステーション(ごみ集積場)並びに周辺地へのごみ散乱を防止し、ごみを適正に管理するために設置された自治会および市長が認める住民団体に対し、ごみ集積施設設置費用の一部(補助割合4分の3、新規上限15万円・修繕7万5千円)を補助している。

(3) 可燃ごみ集積場散乱防護ネット貸与

可燃ごみの散乱を防止し、市民への衛生面の向上と環境美化を図ることを目的に、散乱防護ネットを貸与している。

(4) 公共施設里親制度

市民が里親となって、ボランティアで市管理施設の美化・清掃等を行うことで、地域環境への意識高揚を図り、市民との協働によるまちづくりの推進を図っている。

(5) 不法投棄・環境美化看板配布

不法投棄啓発、また飼い犬等の糞公害防止のための啓発看板を配布している。

(6) ごみ集積場分別啓発看板配布

市内各ステーション（ごみ集積場）単位で分別記載看板並びにごみ持参時の種類別記載看板を配布している。

5. ごみ処理の実績

1) 収集運搬

(1) 収集運搬の概要

本市の生活系ごみの収集形態は、粗大ごみ以外はステーション方式であり、粗大ごみは各戸収集方式としている。ただし、蛍光管及び水銀式体温計・温度計・血圧計は、拠点回収を実施している。

事業系ごみの処理を委託する場合は、本市が許可した業者に委託することとなっている。

(2) 運搬体制

令和2年度における本市の収集運搬に携わる職員は30名（環境班9名、分別班18名、塵芥班3名）であり、委託業者は3件、許可業者は8件となっている。また、直営分、委託業者分及び許可業者分の運搬車両台数及び積載量は、表Ⅱ-1-12に示すとおりである。

表Ⅱ-1-12 運搬車両台数及び積載量

項目	直営分		委託業者分		許可業者分		
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	
車両	収集車	22台	39t	6台	12t	58台	283t
	運搬車 (中間処理部門)	2台	7t	-	-	-	-
合計		24台	46t	6台	12t	58台	283t

(3) ステーション（管理状況）

本市におけるステーション数は、可燃ごみが約800カ所、不燃、資源ごみが約400カ所となっており、自治会長を中心に地域住民により管理が行われている。

不燃、資源ごみの収集日については、半年ごとに担当課から連絡されるようになっている。

2) 中間処理

(1) 中間処理施設

本市の中間処理施設としては、坂出、宇多津広域行政事務組合による「角山環境センター」と、坂出市による「坂出市リサイクルプラザ」があり、その位置は図Ⅱ-1-3に示すとおりである。



図Ⅱ-1-6 中間処理施設の位置図

①角山環境センター

角山環境センターの概要は、表Ⅱ-1-13及び図Ⅱ-1-4に示すとおりであり、可燃物の焼却処理を行っている。平成12年度～平成13年度の排ガス高度処理施設整備事業で、准連続燃焼炉から全連続燃焼炉への変更を行い、平成14年度からは1班4名による4班体制での3交替制とし、年始の休炉以外は24時間の全連続運転を行っている。併せて、定期的な炉内清掃や点検整備を実施し、排出ガス中のダイオキシン類排出基準値を下回る数値を堅持している。

また、施設の老朽化に対して、令和3年度より3か年をかけて基幹的設備改良工事を実施し、設備機能の充実を図ることとしている。

表Ⅱ-1-13 角山環境センターの概要

項目	内容
名称	角山環境センター
事業主体	坂出、宇多津広域行政事務組合
所在地	坂出市新浜町6番51号
炉型式	全連続燃焼炉(平成14年度より)
処理能力	165t/日(82.5t/24hr×2基)

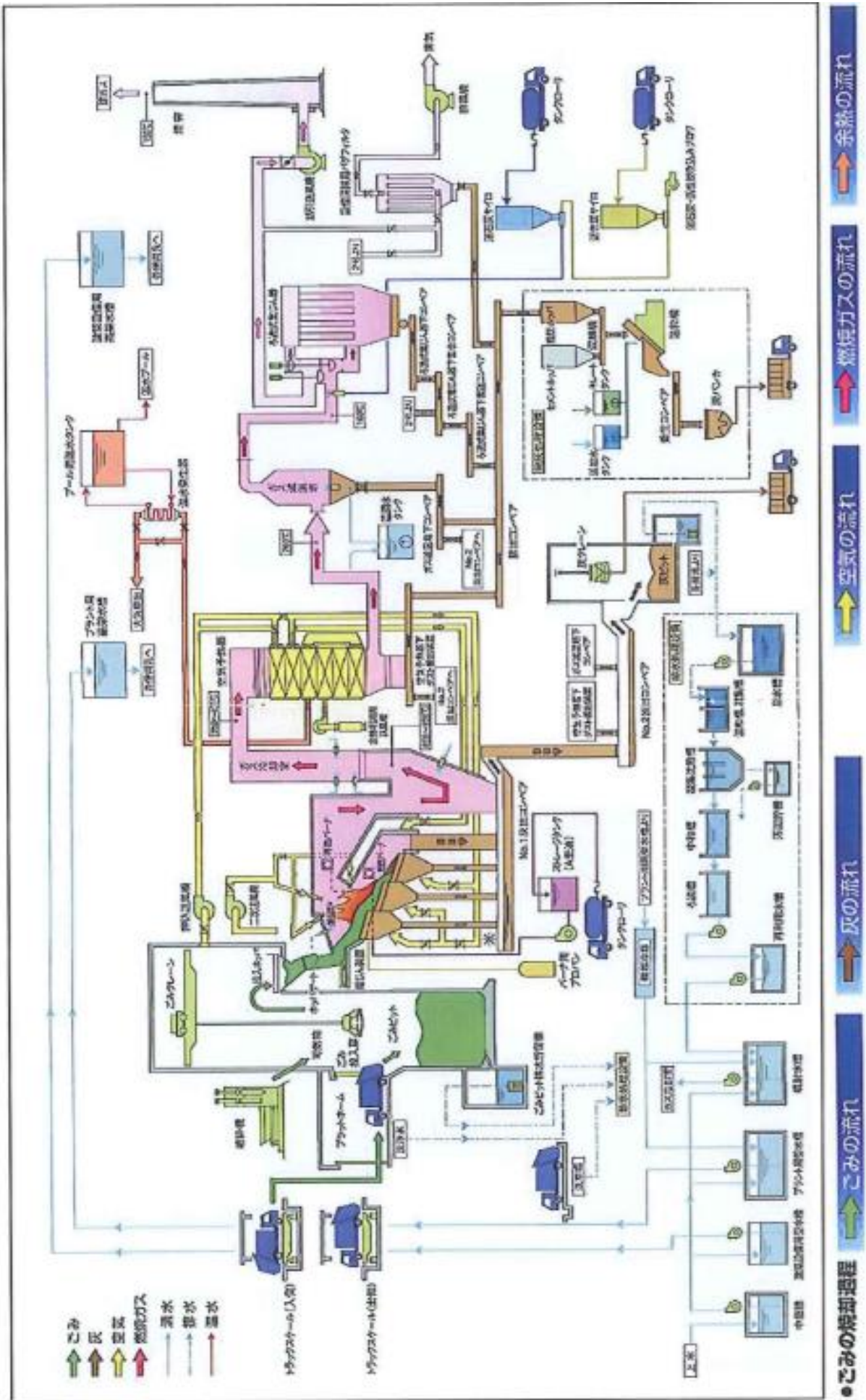
②坂出市リサイクルプラザ

坂出市リサイクルプラザの概要は、表Ⅱ－１－14 及び図Ⅱ－１－５に示すとおりであり、分別収集したごみをさらに選別し、リサイクル資源として有効に活用している。

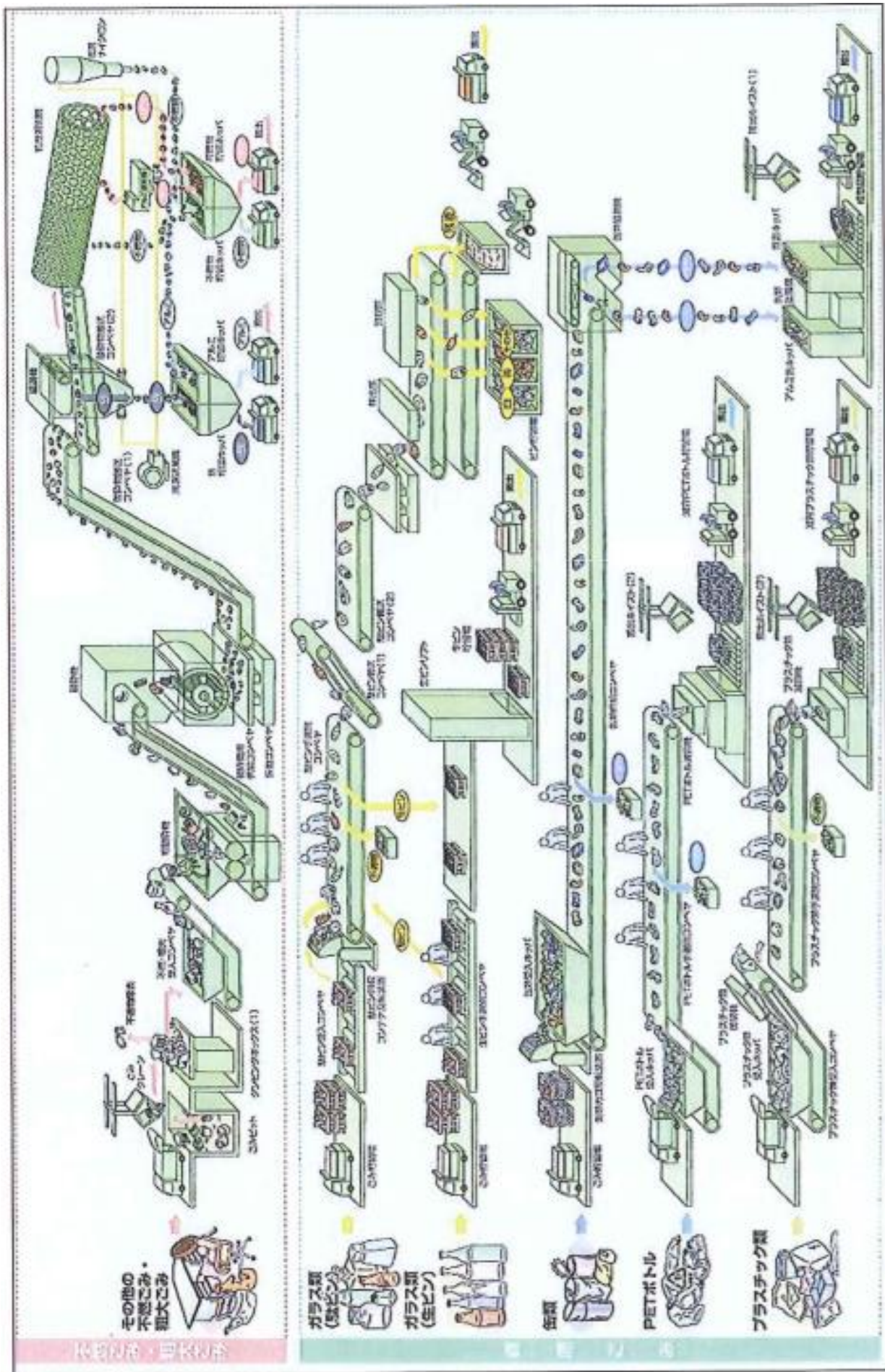
正規職員 1 名，会計年度任用職員 3 名の計 4 名で受付等事務処理及び市民工房の運営を行っており、工場部門についてはメーカーに委託して 20 名にて資源ごみの二次分別、不燃ごみの機械による資源化及び処理後の可燃物、不燃物、資源物の搬出を実施している。

表Ⅱ－１－14 坂出市リサイクルプラザの概要

項目	内容
名称	坂出市リサイクルプラザ
事業主体	坂出市
所在地	坂出市江尻町 24 番地 1
処理能力	26t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック
回収物	【資源】鉄類、アルミ類、生きビン、ビン類(白・茶・その他)、ペットボトル、容器包装プラスチック 【その他】可燃物、不燃物



図II-1-4 角山環境センターの概要



図II-1-5 坂出市リサイクルプラザの概要

3) 最終処分

本市の最終処分施設としては、「坂出環境センター」があり、その位置は図Ⅱ-1-6に示すとおりである。坂出環境センターの概要は、表Ⅱ-1-15に示すとおりであり、直接埋立物、焼却残渣（ごみ焼却、し尿汚泥焼却）及びリサイクル後の処理残渣等が搬入されている。

正規職員1名、会計年度任用職員3名の計4名で、パワーショベル2台、2tダンプ1台、2tバキューム車1台、2tダンパー1台、軽四トラック2台の計7台の車両及び重機にて、埋立処理を実施している。



図Ⅱ-1-3 最終処分場の位置図

表Ⅱ-1-15 坂出環境センターの概要

項目	内容
名称	坂出環境センター
事業主体	坂出市
所在地	坂出市府中町 6870 番地
埋立面積	33,800 m ²
埋立容量	383,500 m ³
処理能力	40 m ³ /日
浸出水処理方法	接触ばっ気法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着

4) ごみ処理・処分実績

平成28年度から令和2年度の間処理実績は、表Ⅱ-1-16に示すとおりである。

角山環境センターでの焼却処理量は、増減しながらも横ばいで推移しており、令和2年度は15,444tであった。

また、坂出市リサイクルプラザ及び集団回収による資源化量は、年々減少しており、令和2年度は1,578tであり、総ごみ処理量の8.61%が資源化された。

さらに、坂出環境センターでの最終処分量は、増減しながらも横ばいで推移しており、令和2年度は2,618tであり、総ごみ処理量の14.28%が最終処分された。

表Ⅱ-1-16 ごみ処理・処分実績

項目\年度		実績値					
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総ごみ処理量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00
焼却	焼却処理量	t/年	16,341.00	15,987.00	15,927.00	16,093.00	15,444.00
	直接焼却量	t/年	15,741.00	15,405.00	15,379.00	15,554.00	14,864.00
	中間処理後焼却量	t/年	600.00	582.00	548.00	539.00	580.00
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00
減量化	処理後減量化量	t/年	14,084.00	13,904.00	13,883.00	14,709.00	14,141.00
	(処理後減量化率)	—	71.98%	72.47%	72.70%	77.13%	77.12%
資源化	資源化量	t/年	2,126.00	2,003.00	1,837.00	1,747.00	1,578.00
	(資源化率)	—	10.87%	10.44%	9.62%	9.16%	8.61%
	直接資源化量	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00
	紙類	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00
	中間処理後資源化量	t/年	845.00	829.00	770.00	780.00	757.00
	紙製容器包装	t/年	0.00	0.00	0.00	301.00	0.00
	金属類	t/年	301.00	306.00	303.00	278.00	338.00
	ガラス類	t/年	314.00	289.00	252.00	0.00	240.00
	ペットボトル	t/年	88.00	89.00	91.00	88.00	87.00
	容器包装プラスチック	t/年	127.00	107.00	106.00	98.00	80.00
	その他	t/年	15.00	38.00	18.00	15.00	12.00
	集団回収量	t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00
	紙類	t/年	256.00	178.00	163.00	146.00	86.00
	紙製容器包装	t/年	7.00	63.00	49.00	50.00	33.00
	金属類	t/年	6.00	4.00	5.00	3.00	3.00
ガラス類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	t/年	11.00	11.00	6.00	8.00	4.00	
最終処分	最終処分量	t/年	3,356.00	3,279.00	3,376.00	2,615.00	2,618.00
	(最終処分率)	—	17.15%	17.09%	17.68%	13.71%	14.28%
	直接埋立量	t/年	94.00	144.00	212.00	122.00	199.00
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00
	処理残渣量	t/年	415.00	435.00	469.00	483.00	529.00

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

6. ごみ処理経費

ごみ処理に要する経費等の推移は、表Ⅱ-1-17に示すとおりである。

令和2年度における建設改良費、処理及び維持管理費合計は631,053千円であり、人口1人当たり経費は12,069円となっている。

表Ⅱ-1-17 ごみ処理経費

項目		単位	H28	H29	H30	R1	R2		
建設改良費	工事費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	千円	119,441	117,185	128,128	131,675	141,520	
		最終処分場	千円	14,407	13,905	12,960	16,720	22,910	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
	調査費	千円	0	0	0	0	0		
	組合分担金	千円	0	0	0	0	0		
小計		千円	133,848	131,090	141,088	148,395	73,242		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	千円	72,841	74,477	77,483	72,532	139,431	
		技能職	収集運搬	千円	147,803	146,993	144,838	138,541	23,677
			中間処理	千円	24,553	25,497	34,035	33,519	7,950
			最終処分	千円	9,155	9,460	7,029	7,030	8,458
	処理費	収集運搬費	千円	8,719	7,705	8,042	9,221	24,691	
		中間処理費	千円	24,636	24,672	21,183	22,288	11,629	
		最終処分費	千円	11,059	11,580	13,138	9,300	5,555	
	車両等購入費	千円	3,920	7,333	5,843	6,798	90,599		
	委託費	収集運搬費	千円	88,102	88,299	89,527	89,191	91,964	
		中間処理費	千円	90,781	90,493	90,604	91,520	6,674	
		最終処分費	千円	5,440	5,331	6,465	6,674	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
	組合分担金	千円	60,611	93,609	65,254	80,465	85,209		
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0		
小計		千円	547,620	585,449	563,441	567,079	495,837		
その他	千円	49,649	41,344	53,284	54,151	61,974			
合計		千円	731,117	757,883	757,813	769,625	631,053		
人口		人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288		
人口1人当たり経費		円	13,469	14,063	14,204	14,541	12,069		

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

7. 一般廃棄物処理システムの評価

本市におけるごみ処理の評価(県内比較)については、環境省の提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度実績版)」によると、図Ⅱ-1-7及び表Ⅱ-1-18のとおりであった。

○人口1人1日当たりごみ総排出量

本市の人口1人1日当たりごみ総排出量は0.984kg/人・日*であり、県内平均0.937kg/人・日とほぼ同程度である。*ツールに示されている数値であり、本計画に用いる実績と異なる。

○廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

本市の資源回収率は0.092t/t(=9.2%)であり、県内平均0.152t/t(=15.2%)をやや下回っている。

○廃棄物のうち最終処分される割合

本市の最終処分率は0.137t/t(=13.7%)であり、県内平均0.108t/t(=10.8%)をやや上回っている。

○人口一人当たり年間処理経費

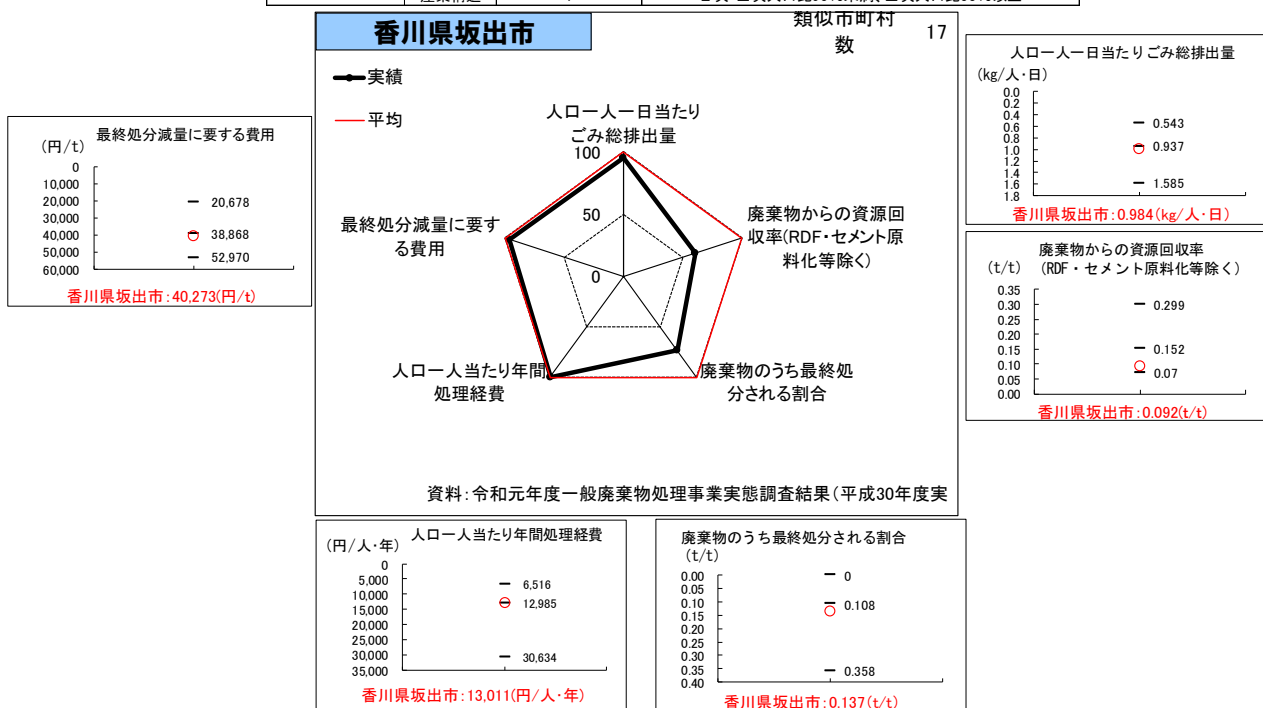
本市の人口一人当たり年間処理経費は 13,011 円/人・年であり、県内平均 12,985 円/人・年とほぼ同程度である。

○最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用[※]は 40,273 円/t であり、県内平均 38,868 円/t をやや上回っている。
 (※ (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量))

市町村名	香川県坂出市	人口	52,928 人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	94.8% Ⅲ次人口比率 66.9%

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上



[出典]市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度実績版/環境省)

図Ⅱ-1-7 一般廃棄物処理システムの評価(県内比較)

表Ⅱ-1-18 一般廃棄物処理システムの評価（県内比較／詳細）

標準的な指標					人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均					0.937	0.152	0.108	12,985	38,868
最大					1.585	0.299	0.358	30,634	52,970
最小					0.543	0.07	0	6,516	20,678
標準偏差					0.291	0.059	0.090	5,301	7,193
当該市町村実績					0.984	0.092	0.137	13,011	40,273
指数値					95.0	60.5	73.1	99.8	96.4
都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
香川県	37201	香川県高松市	中核市00	427,301	0.901	0.174	0.104	13,257	43,854
香川県	37202	香川県丸亀市	都市Ⅲ3	112,890	0.866	0.103	0.098	13,259	44,477
香川県	37203	香川県坂出市	都市Ⅱ1	52,928	0.984	0.092	0.137	13,011	40,273
香川県	37204	香川県善通寺市	都市Ⅰ1	32,030	0.795	0.14	0.146	9,991	38,777
香川県	37205	香川県観音寺市	都市Ⅱ1	60,071	0.756	0.13	0.04	10,908	20,678
香川県	37206	香川県さぬき市	都市Ⅰ1	48,296	0.834	0.183	0	11,275	36,919
香川県	37207	香川県東かがわ市	都市Ⅰ0	30,342	0.898	0.196	0	13,521	41,137
香川県	37208	香川県三豊市	都市Ⅱ1	65,370	0.642	0.299	0.024	8,620	36,167
香川県	37322	香川県土庄町	町村Ⅲ2	13,782	1.102	0.083	0.199	16,398	47,030
香川県	37324	香川県小豆島町	町村Ⅲ2	14,542	1.585	0.07	0.358	18,378	38,128
香川県	37341	香川県三木町	町村Ⅴ2	28,165	0.743	0.25	0	10,942	36,939
香川県	37364	香川県直島町	町村Ⅰ2	3,111	1.568	0.172	0.015	30,634	52,970
香川県	37386	香川県宇多津町	町村Ⅳ2	18,496	0.982	0.134	0.103	11,006	34,143
香川県	37387	香川県綾川町	町村Ⅴ2	24,093	0.694	0.171	0.153	6,516	27,686
香川県	37403	香川県琴平町	町村Ⅱ2	8,879	1.307	0.083	0.159	14,889	34,830
香川県	37404	香川県多度津町	町村Ⅴ2	23,415	0.727	0.166	0.123	10,754	43,676
香川県	37406	香川県まんのう町	町村Ⅳ2	18,524	0.543	0.134	0.171	7,387	43,064

[出典]市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度実績版/環境省)

8. 問題点の整理と課題の抽出

1) 排出抑制

- 令和2年度における1人1日当たりの排出量は960.80g/人・日であり、県内平均(令和元年度937g/人・日)と同程度であるが、可燃ごみ等に混在している減量可能なごみ(食品ロス等)の削減や紙・布類等の資源ごみの分別促進を行い、さらなる循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが望ましい。
- 事業系ごみは、引き続き多量排出事業者等に対し減量化計画等の作成を指導し減量化を図っていく必要がある。
- 令和2年度における資源回収率は、8.61%であり、県内平均(令和元年度15.2%)を下回っているため、現在実施している資源化を拡充していくと同時に住民啓発等の施策の検討や補助制度の見直しを図っていくことが望ましい。

2) 収集運搬

- ステーションの適正な維持管理を行うため、ごみ出しマナー悪化への対応や違反ごみへの対策が必要である。
- 高齢者や障がい者等のごみ出しが困難な世帯に対するごみ出し支援について、福祉部局と連携した対策が必要である。

3) 中間処理

- 本市のごみ処理体制にあった中間処理計画を策定するとともに、施設の適切な管理や補修を行っていく必要がある。

4) 最終処分

- 令和2年度における最終処分率は14.28%であり、県内平均(令和元年度10.8%)をやや上回っているため、埋立ごみの分別精度を向上させる等、最終処分量の減量化に取り組むことが望ましい。
- 本市のごみ処理体制にあった最終処分計画を策定するとともに、施設の適切な管理や補修を行っていく必要がある。

5) その他

- ごみ処理に対する啓発活動を継続していくことが望ましい。
- 環境美化に対する条例等の周知徹底を図ることが望ましい。
- 不法投棄防止のため監視体制の強化を図ることが望ましい。

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

1) 基本理念

現行計画を踏襲し、市民が地域社会の一員として主体的にまちづくりに参画し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、坂出市民憲章の精神に則り、これまで受け継がれてきた自然を愛し、人と文化を尊び、市民相互の信頼と助け合い、市民一人ひとりの人格や人権が尊重されるまちづくりを基本理念とする。

2) 基本方針

上位計画である「坂出市環境基本計画」（平成28年3月）に示されている、循環型社会の構築に向けた方針を踏襲する（廃棄物に関わらない箇所は除外して抜粋）。

【基本方針1】3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の必要性について、市民や事業者の意識の高揚を図ります。
- リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内のごみ回収の充実を図ります。
- ごみや資源物の分別方法・回収方法などを周知するとともに、適切な情報を提供します。
- 生ごみや落ち葉等のコンポスト(生ごみ処理容器)等による資源化を促進します。
- 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。

【基本方針2】廃棄物の適正処理の推進

- 環境美化を促進し、公共の場所や他人の所有地に、ごみを捨てたり、散乱したり、ポイ捨てしないように指導・徹底を図ります。
- 一般廃棄物の適正処理を促進します。
- 廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、本計画に基づき計画的、広域的な取り組みを進めます。

【基本方針3】エネルギーの有効利用

- 廃棄物熱の有効利用の推進に努めます。
- 水利用の適正化や水資源の有効利用に努めます。

2. 人口及びごみ量の予測

過去5年間（平成28～令和2年度）の実績値を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年 厚生省監修）に示す推計式（表Ⅱ-2-1

）を用いて予測した。なお、生活系ごみ及び集団回収は1人1日あたりの原単位（g/人・日）に換算し、事業系ごみは1日あたりの原単位（t/日）に換算して予測した。なお、生活系ごみ及び事業系ごみの内訳は、直近の令和2年度実績比で割り振った。

次に、過去5年間の残渣発生率や有価物の回収率を参考に、将来の資源化量・最終処分量を算出した。

1) 推計式

推計式の概要及び特性は、表Ⅱ-2-1及び表Ⅱ-2-2に示すとおりである。5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用する。

表Ⅱ-2-1 推計式の概要

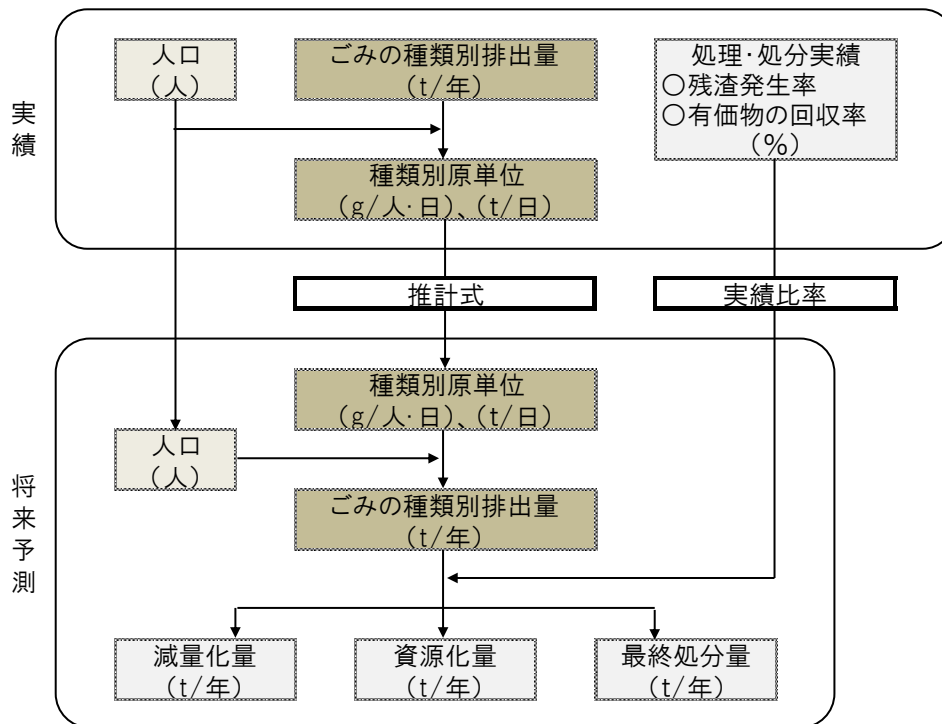
① 1次傾向線	$Y=a \cdot X+b$	Y: 推計値(原単位等) X: 年度数(実績初年度を1とする) a、b、c、K: 係数
② べき曲線	$Y=a \cdot X^b$	
③ 2次傾向線	$Y=a \cdot X^2+b \cdot X+c$	
④ 1次指数曲線	$Y=a \cdot b^x$	
⑤ ロジスティック曲線	$Y=K / \{1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)\}$	

表Ⅱ-2-2 推計式の特性

推計式名	特性
① 1次傾向線	過去の実績を用いて直線式に当てはめて推定。増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は正確さが劣る。
② べき曲線	過去の実績からべき曲線式に当てはめて推定。ある一定のべき係数(b乗)で増加又は減少を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。
③ 2次傾向線	過去の実績から2次曲線に当てはめて推定。実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少になる場合などは傾向が極端に出る。
④ 1次指数曲線	過去の実績を用いて1次指数曲線式に当てはめて推定。実績の増減値が等比級数的(ある程度極端な増減)な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。
⑤ ロジスティック曲線	過去の実績を用いてロジスティック曲線式に当てはめて推定。Kは一定数、EXPは自然対数の底(基準値)を表す。この数式は一定数Kに収束するような推定となる。

2) 予測手順

予測手順は、図Ⅱ-2-1に示すとおりである。



図Ⅱ-2-1 予測手順

3) 将来人口の設定

将来人口の設定に当たっては、「坂出市人口ビジョン」(平成 27 年 10 月)の目標人口(令和 7 年度、令和 12 年度)を当てはめた。なお、目標人口の設定がない年度については、直線補完を行った。

表Ⅱ-2-3 将来人口

項目	令和 7 年度	令和 12 年度
目標人口パターン④	49,818 人	48,273 人

[出典]坂出市人口ビジョン(平成 27 年 10 月)

4) 将来における生活系ごみ原単位の予測

(1) 生活系収集ごみ

生活系収集ごみ原単位の予測結果は、表Ⅱ-2-4に示すとおりである。

実績は令和元年にやや増加したが全体的には減少傾向にあり、予測結果は極端な増加傾向を示す 2 次傾向線以外の推計式はいずれも減少傾向で推移している。このうち、最も緩やかな減少傾向を示す「べき曲線」による推計値を採用した。

(2) 生活系直接搬入ごみ

生活系直接搬入ごみ原単位の予測結果は、表Ⅱ-2-5に示すとおりである。

実績は令和元年度まで減少していたものの、令和 2 年に増加に転じているが、予測結果は極端な増加

傾向を示す 2 次傾向線以外の推計式はいずれも減少傾向で推移している。このうち、最も緩やかな減少傾向を示す「べき曲線」による推計値を採用した。

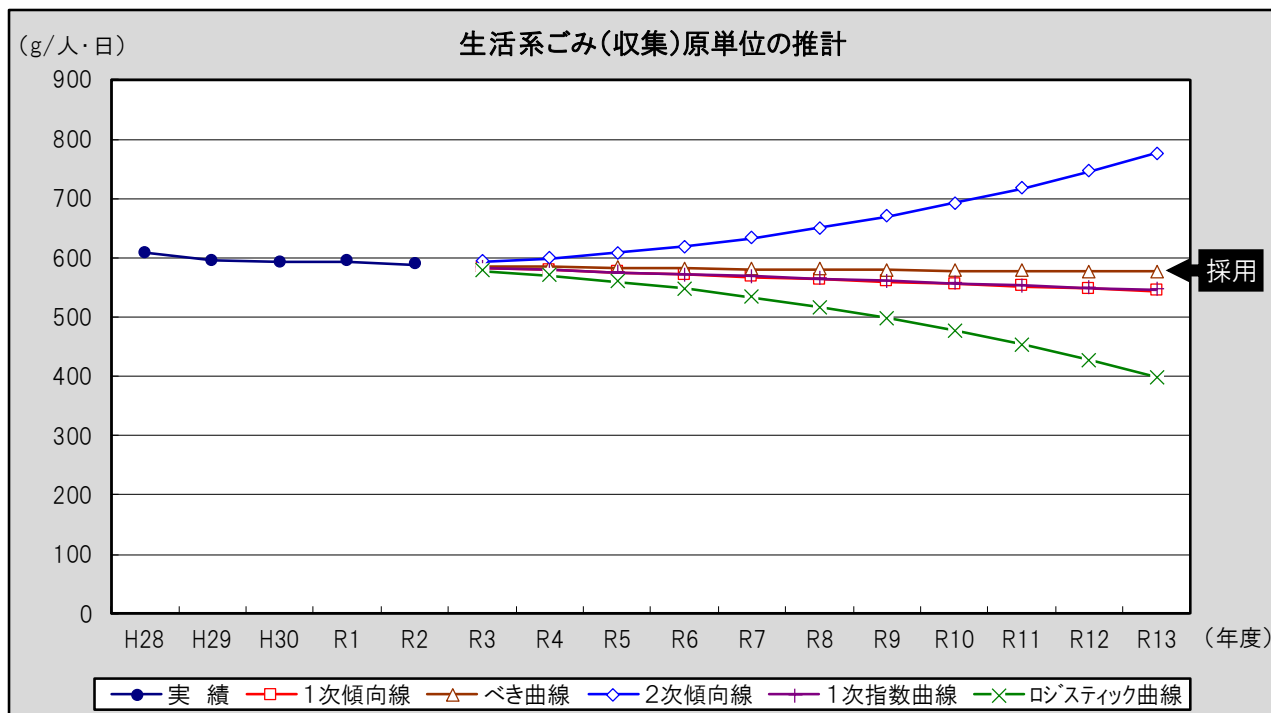
(3) 集団回収

集団回収原単位の予測結果は、表Ⅱ－2－6 に示すとおりである。

実績は年々減少しており、予測結果もいずれも減少傾向で推移している。このうち、最も緩やかな減少傾向を示す「べき曲線」による推計値を採用した。

ただし、令和 3 年度～令和 6 年度予測値は、直近の令和 2 年度実績より増加しているため、直線補完を行った。

表Ⅱ-2-4 生活系収集ごみ原単位の予測結果



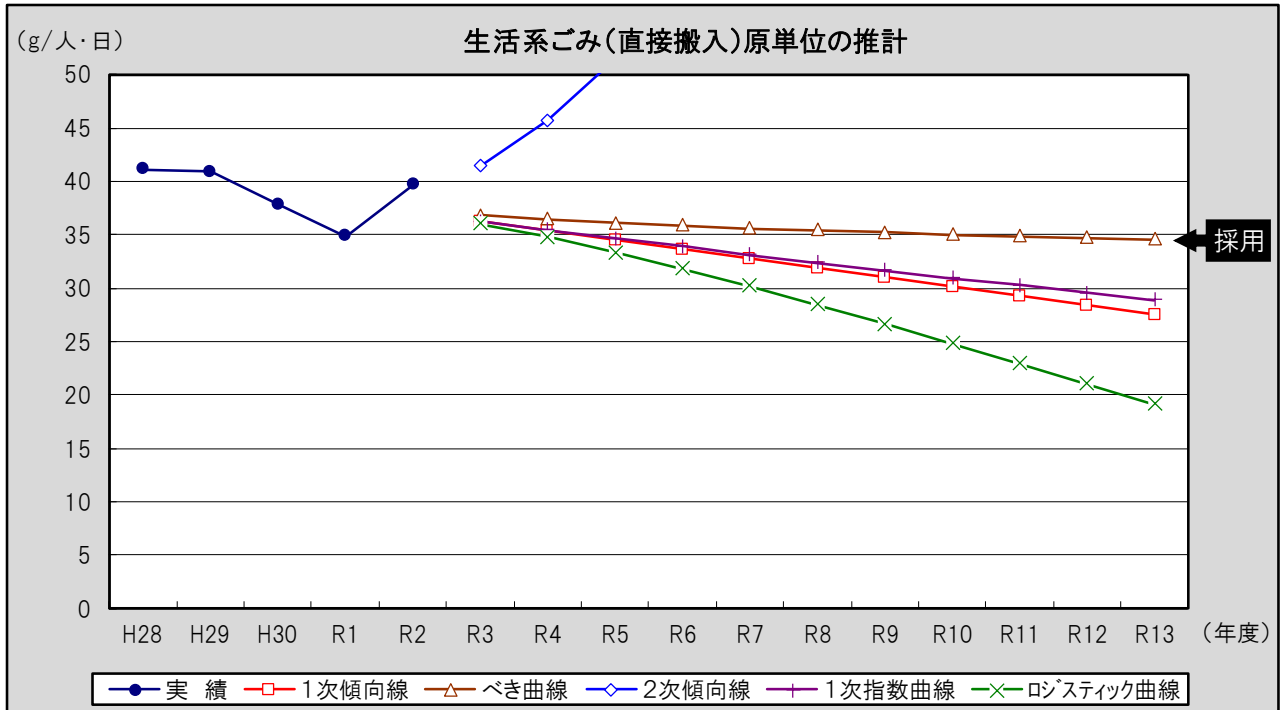
単位:g/人・日

実 績			推 計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	607.57	R3	6	583.48	586.49	593.23	583.61	578.40
H29	2	595.66	R4	7	579.51	584.87	599.02	579.74	569.80
H30	3	592.34	R5	8	575.54	583.47	607.59	575.91	559.57
R1	4	593.19	R6	9	571.57	582.24	618.95	572.09	547.50
R2	5	588.15	R7	10	567.60	581.14	633.10	568.31	533.35
			R8	11	563.63	580.14	650.03	564.55	516.94
			R9	12	559.66	579.24	669.76	560.81	498.10
			R10	13	555.69	578.41	692.26	557.10	476.75
			R11	14	551.72	577.64	717.56	553.41	452.90
			R12	15	547.76	576.92	745.64	549.75	426.66
			R13	16	543.79	576.25	776.51	546.11	398.31
			相関係数		0.84068	0.91585	0.91034	0.84205	0.79910
			採用式			○			

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	-3.969	607.291	-	-
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	605.672859	-0.0179592	-	-
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	1.39357143	-12.330429	617.046	-
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	607.324798	0.99338212	-	-
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.02050059	-0.2061228	-	619.242887

表Ⅱ-2-5 生活系直接搬入ごみ原単位の予測結果



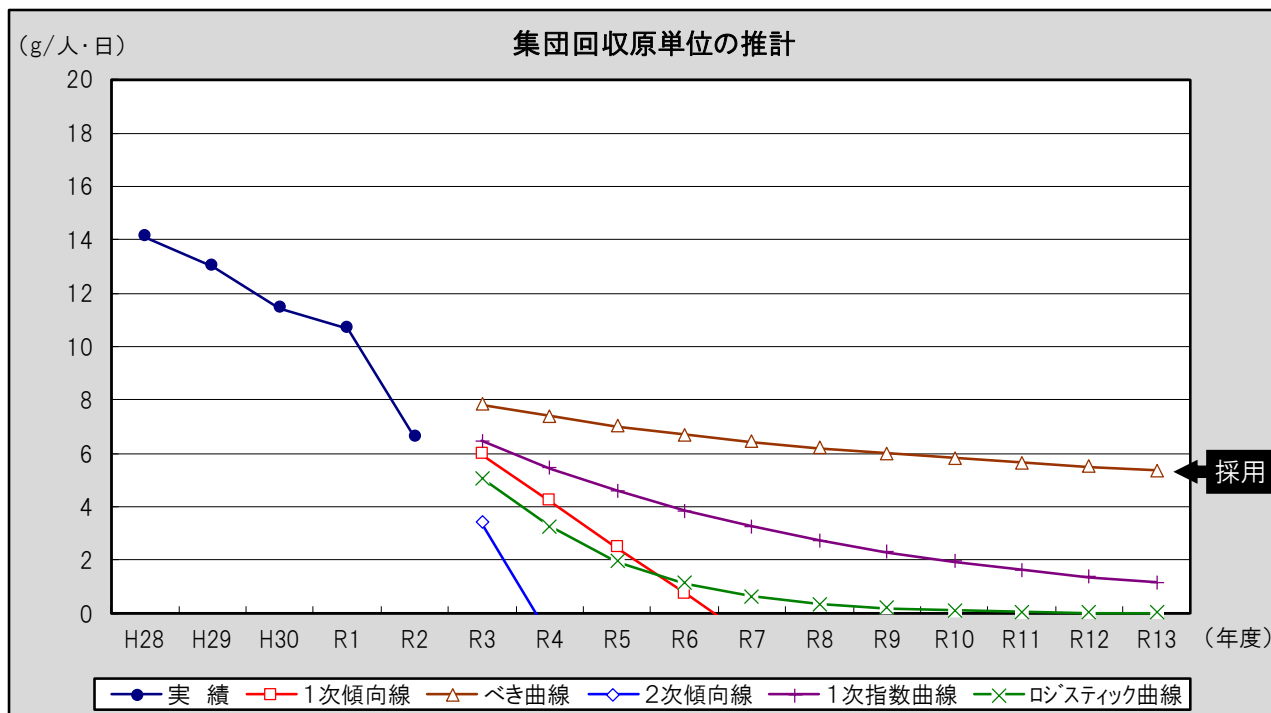
単位:g/人・日

実績			推計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	41.13	R3	6	36.28	36.82	41.43	36.28	36.07
H29	2	40.92	R4	7	35.40	36.46	45.71	35.47	34.78
H30	3	37.85	R5	8	34.52	36.15	51.46	34.68	33.37
R1	4	34.90	R6	9	33.65	35.88	58.69	33.90	31.84
R2	5	39.72	R7	10	32.77	35.64	67.39	33.14	30.21
			R8	11	31.90	35.43	77.56	32.40	28.48
			R9	12	31.02	35.23	89.20	31.67	26.67
			R10	13	30.15	35.05	102.32	30.97	24.81
			R11	14	29.27	34.89	116.91	30.27	22.91
			R12	15	28.40	34.73	132.97	29.60	21.02
			R13	16	27.52	34.59	150.51	28.93	19.14
			相関係数		0.53894	0.61127	0.76059	0.54601	0.49778
			採用式			○			

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	-0.875	41.525	-	-
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	41.2709718	-0.0636664	-	-
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	0.73642857	-5.2935714	46.68	-
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	41.5582326	0.97762194	-	-
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.09282274	-0.167948	-	45.243

表Ⅱ-2-6 集団回収原単位の予測結果



単位:g/人・日

実績			推計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	14.13	R3	6	5.97	7.84	3.42	6.47	5.07
H29	2	13.01	R4	7	4.23	7.39	-0.87	5.45	3.25
H30	3	11.45	R5	8	2.49	7.02	-5.88	4.59	1.96
R1	4	10.69	R6	9	0.76	6.71	-11.63	3.86	1.13
R2	5	6.60	R7	10	-0.98	6.44	-18.10	3.25	0.64
			R8	11	-2.71	6.21	-25.30	2.74	0.36
			R9	12	-4.45	6.00	-33.23	2.31	0.20
			R10	13	-6.19	5.82	-41.89	1.94	0.11
			R11	14	-7.92	5.66	-51.27	1.64	0.06
			R12	15	-9.66	5.51	-61.39	1.38	0.03
			R13	16	-11.39	5.37	-72.23	1.16	0.02
			相関係数		0.95123	0.84378	0.98012	0.92358	0.97370
			採用式			○			

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	-1.736	16.382	-	-
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	15.6577966	-0.3858414	-	-
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	-0.3642857	0.44971429	13.832	-
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	18.1129454	0.84223168	-	-
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.05469781	-0.6053377	-	15.543

5) 将来における事業系ごみ原単位の予測

(1) 事業系収集ごみ

事業系収集ごみ原単位の予測結果は、表Ⅱ-2-7に示すとおりである。

実績はほぼ横ばいで推移した後、令和2年に減少しており、予測結果はべき曲線を除きいずれも減少傾向で推移している。極端な減少傾向を示す2次傾向線を除き、最も緩やかな減少傾向を示す「1次指数曲線」による推計値を採用した。

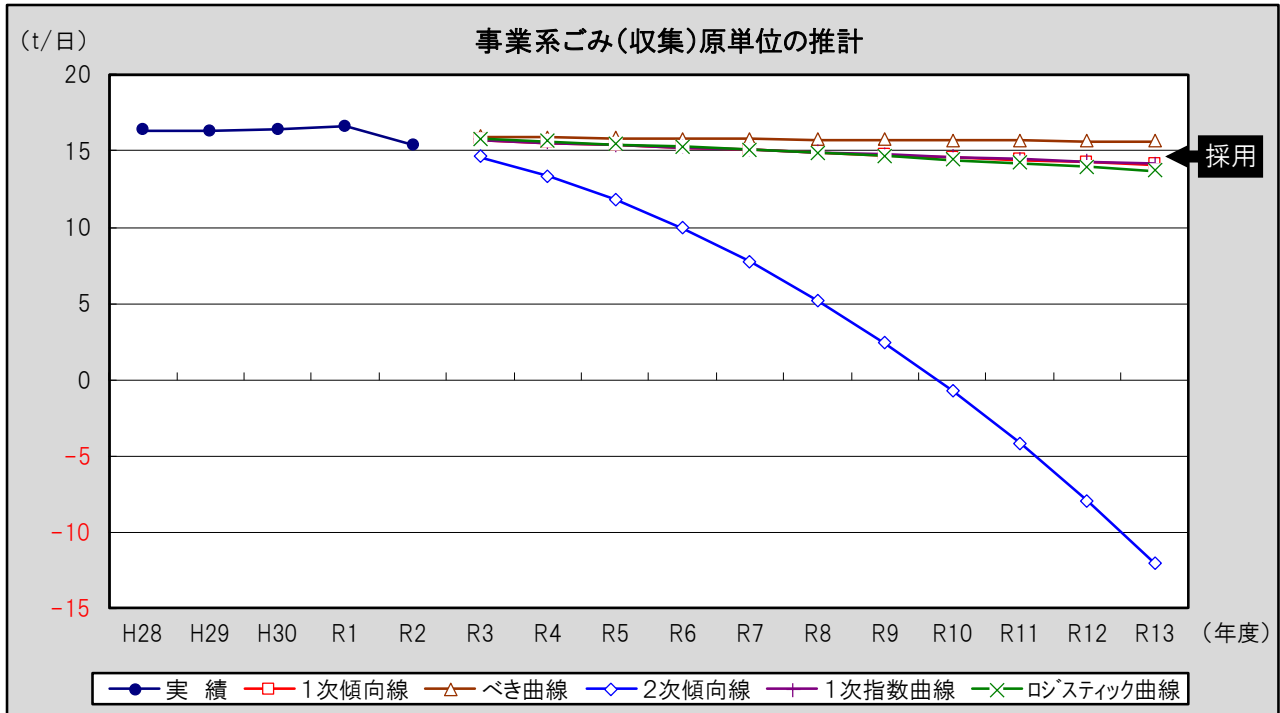
ただし、令和3年度～令和4年度予測値は、直近の令和2年度実績より増加しているため、直線補完を行った。

(2) 事業系直接搬入ごみ

事業系直接搬入ごみ原単位の予測結果は、表Ⅱ-2-8に示すとおりである。

実績は平成29年度～令和元年度にかけて増加しており、予測結果は極端な減少傾向を示す2次傾向線を除き、いずれも増加傾向で推移している。このうち、最も緩やかな増加傾向を示す「ロジスティック曲線」による推計値を採用した。

表Ⅱ-2-7 事業系収集ごみ原単位の予測結果



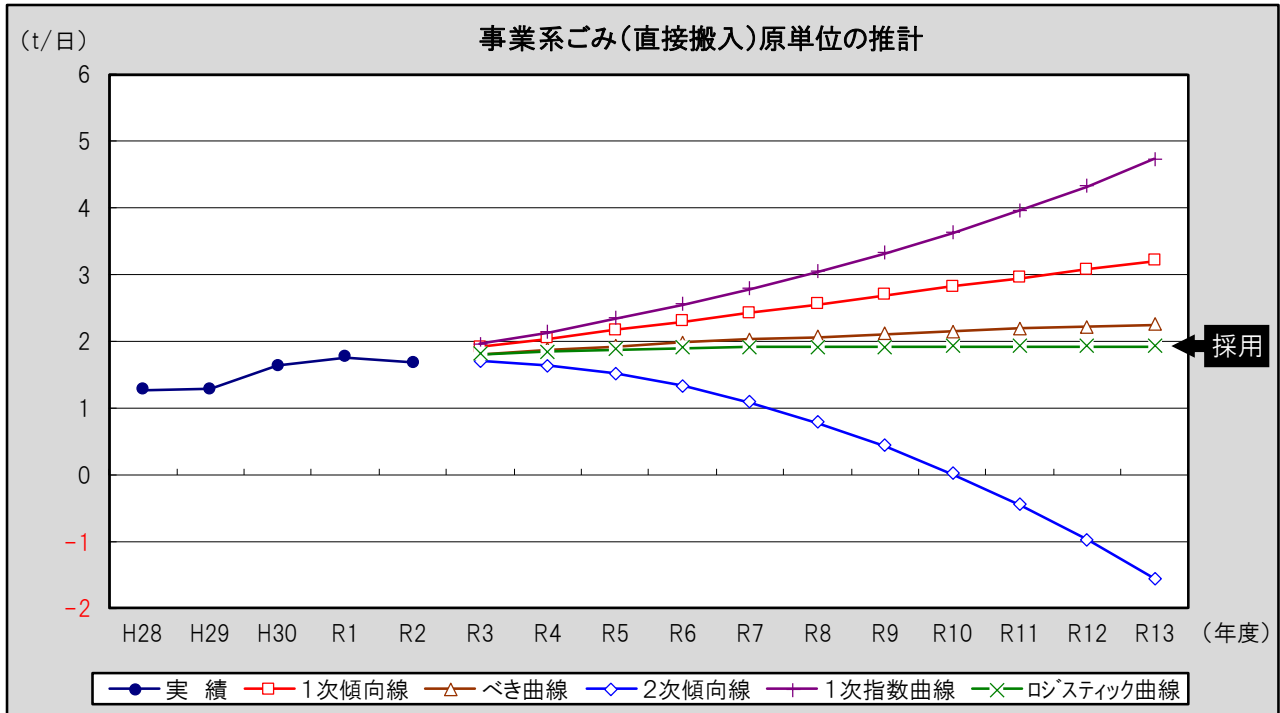
単位:t/日

実績			推計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	16.36	R3	6	15.72	15.93	14.62	15.71	15.79
H29	2	16.28	R4	7	15.55	15.89	13.36	15.54	15.63
H30	3	16.41	R5	8	15.39	15.84	11.79	15.38	15.45
R1	4	16.59	R6	9	15.23	15.81	9.91	15.23	15.27
R2	5	15.39	R7	10	15.07	15.77	7.71	15.07	15.07
			R8	11	14.90	15.74	5.20	14.91	14.87
			R9	12	14.74	15.72	2.38	14.76	14.65
			R10	13	14.58	15.69	-0.75	14.61	14.43
			R11	14	14.41	15.67	-4.20	14.46	14.19
			R12	15	14.25	15.65	-7.96	14.31	13.95
			R13	16	14.09	15.63	-12.04	14.16	13.69
			相関係数		0.54819	0.42058	0.82945	0.54439	0.56991
			採用式					○	

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	-0.163	16.695	-	-
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	16.5119326	-0.0198916	-	-
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	-0.1564286	0.77557143	15.6	-
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	16.7107318	0.98971525	-	-
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.09852785	-0.0760918	-	18.249

表Ⅱ-2-8 事業系直接搬入ごみ原単位の予測結果



単位:t/日

実績			推計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	1.27	R3	6	1.91	1.81	1.71	1.96	1.81
H29	2	1.28	R4	7	2.04	1.88	1.64	2.14	1.85
H30	3	1.63	R5	8	2.17	1.93	1.52	2.34	1.88
R1	4	1.76	R6	9	2.30	1.98	1.33	2.56	1.90
R2	5	1.68	R7	10	2.43	2.03	1.09	2.79	1.91
			R8	11	2.56	2.07	0.79	3.05	1.92
			R9	12	2.69	2.11	0.44	3.33	1.92
			R10	13	2.82	2.15	0.02	3.63	1.93
			R11	14	2.95	2.19	-0.45	3.97	1.93
			R12	15	3.08	2.22	-0.97	4.33	1.93
			R13	16	3.21	2.25	-1.56	4.73	1.93
			相関係数		0.88593	0.89622	0.91540	0.87224	0.90914
			採用式						○

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	0.13	1.134	—	—
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	1.22266711	0.22002992	—	—
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	-0.0285714	0.30142857	0.934	—
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	1.15987317	1.09177057	—	—
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.81680396	0.41059088	—	1.936

6) 予測結果のまとめ

予測結果のまとめを、表Ⅱ－2－9に示す。

表Ⅱ-2-9 予測結果のまとめ (1/3)

1. 排出量

項目\年度		実績値					予測値												
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
人口(10月1日現在)		人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288	51,794	51,300	50,806	50,312	49,818	49,509	49,200	48,891	48,582	48,273	47,985	
総ごみ排出量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00	18,185.76	18,049.15	17,960.04	17,722.53	17,530.06	17,379.00	17,277.82	17,088.27	16,944.36	16,801.73	16,711.14	
生活系 総ごみ	生活系ごみ	t/年	13,133.00	12,778.00	12,495.00	12,374.00	12,109.00	11,907.76	11,756.55	11,642.88	11,470.08	11,332.36	11,236.05	11,172.94	11,051.17	10,962.01	10,874.13	10,822.20	
	合計	可燃ごみ	t/年	12,853.00	12,522.00	12,272.00	12,167.00	11,983.00	11,783.56	11,634.09	11,521.83	11,351.08	11,215.26	11,123.83	11,064.90	10,947.31	10,861.64	10,777.05	10,727.89
		不燃ごみ	t/年	9,376.00	9,078.00	8,865.00	8,936.00	8,713.00	8,632.12	8,524.71	8,444.73	8,321.41	8,223.52	8,157.87	8,115.85	8,030.70	7,968.77	7,908.23	7,872.75
		資源ごみ	t/年	890.00	908.00	905.00	892.00	955.00	870.95	859.27	850.17	837.02	826.44	819.33	814.65	805.71	799.02	792.35	788.56
		その他のごみ	t/年	2,419.00	2,320.00	2,168.00	2,070.00	1,951.00	2,012.42	1,986.10	1,966.23	1,936.47	1,912.73	1,896.53	1,886.08	1,865.71	1,850.91	1,835.97	1,827.20
		粗大ごみ	t/年	79.00	125.00	183.00	104.00	184.00	107.00	105.04	103.39	101.37	99.65	98.49	97.60	96.18	95.22	94.09	93.44
		家電4品目	t/年	87.00	88.00	149.00	161.00	175.00	157.10	155.04	153.41	150.95	149.10	147.82	146.94	145.44	144.17	142.89	142.43
		家電4品目	t/年	2.00	3.00	2.00	4.00	5.00	3.97	3.93	3.90	3.86	3.82	3.79	3.78	3.57	3.55	3.52	3.51
	収集	生活系ごみ	t/年	12,038.00	11,717.00	11,535.00	11,491.00	11,225.00	11,087.48	10,951.39	10,849.62	10,692.19	10,567.19	10,483.58	10,430.50	10,321.84	10,242.96	10,165.12	10,120.40
		可燃ごみ	t/年	9,036.00	8,798.00	8,704.00	8,784.00	8,529.00	8,475.59	8,371.54	8,293.55	8,173.40	8,077.87	8,013.85	7,973.23	7,890.26	7,829.93	7,770.62	7,736.29
		不燃ごみ	t/年	742.00	755.00	755.00	733.00	799.00	707.23	698.61	692.11	682.03	674.06	668.80	665.37	658.49	653.44	648.40	645.60
		資源ごみ	t/年	2,183.00	2,083.00	1,948.00	1,836.00	1,745.00	1,771.57	1,749.80	1,733.61	1,708.39	1,688.34	1,674.98	1,666.57	1,649.25	1,636.70	1,624.18	1,616.98
		その他のごみ	t/年	3.00	5.00	2.00	2.00	1.00	1.89	1.87	1.86	1.84	1.82	1.81	1.80	1.78	1.77	1.76	1.76
		粗大ごみ	t/年	72.00	73.00	124.00	132.00	146.00	127.23	125.64	124.59	122.67	121.28	120.35	119.75	118.49	117.57	116.64	116.26
		家電4品目	t/年	2.00	3.00	2.00	4.00	5.00	3.97	3.93	3.90	3.86	3.82	3.79	3.78	3.57	3.55	3.52	3.51
	直接搬入	生活系ごみ	t/年	815.00	805.00	737.00	676.00	758.00	696.08	682.70	672.21	658.89	648.07	640.25	634.40	625.47	618.68	611.93	607.49
		可燃ごみ	t/年	340.00	280.00	161.00	152.00	184.00	156.53	153.17	151.18	148.01	145.65	144.02	142.62	140.44	138.84	137.61	136.46
		不燃ごみ	t/年	148.00	153.00	150.00	159.00	156.00	163.72	160.66	158.06	154.99	152.38	150.53	149.28	147.22	145.58	143.95	142.96
		資源ごみ	t/年	236.00	237.00	220.00	234.00	206.00	240.85	236.30	232.62	228.08	224.39	221.55	219.51	216.46	214.21	211.79	210.22
		その他のごみ	t/年	76.00	120.00	181.00	102.00	183.00	105.11	103.17	101.53	99.53	97.83	96.68	95.80	94.40	93.45	92.33	91.68
粗大ごみ	t/年	15.00	15.00	25.00	29.00	29.00	29.87	29.40	28.82	28.28	27.82	27.47	27.19	26.95	26.60	26.25	26.17		
集団回収ごみ		t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00	124.20	122.46	121.05	119.00	117.10	112.22	108.04	103.86	100.37	97.08	94.31	
事業系 ごみ	合計	可燃ごみ	t/年	6,433.00	6,408.00	6,601.00	6,697.00	6,228.00	6,278.00	6,292.60	6,317.16	6,252.45	6,197.70	6,142.95	6,104.88	6,037.10	5,982.35	5,927.60	5,888.94
		不燃ごみ	t/年	6,365.00	6,327.00	6,514.00	6,618.00	6,151.00	6,201.35	6,212.30	6,236.64	6,172.15	6,117.40	6,062.65	6,024.36	5,949.50	5,894.75	5,840.00	5,801.10
		資源ごみ	t/年	36.00	43.00	36.00	41.00	47.00	40.15	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.92
		その他のごみ	t/年	17.00	19.00	22.00	20.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.96
	許可	可燃ごみ	t/年	15.00	19.00	29.00	18.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.96
		可燃ごみ	t/年	5,970.00	5,941.00	6,005.00	6,056.00	5,616.00	5,617.35	5,617.35	5,629.08	5,558.95	5,500.55	5,442.15	5,402.16	5,332.65	5,277.90	5,223.15	5,182.56
	直接搬入	可燃ごみ	t/年	5,970.00	5,941.00	6,005.00	6,056.00	5,616.00	5,617.35	5,617.35	5,629.08	5,558.95	5,500.55	5,442.15	5,402.16	5,332.65	5,277.90	5,223.15	5,182.56
		可燃ごみ	t/年	463.00	467.00	596.00	641.00	612.00	660.65	675.25	688.08	693.50	697.15	700.80	702.72	704.45	704.45	704.45	706.38
		不燃ごみ	t/年	395.00	386.00	509.00	562.00	535.00	584.00	594.95	607.56	613.20	616.85	620.50	622.20	616.85	616.85	616.85	618.54
		資源ごみ	t/年	36.00	43.00	36.00	41.00	47.00	40.15	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.92
	その他のごみ	t/年	17.00	19.00	22.00	20.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.96	
その他のごみ	t/年	15.00	19.00	29.00	18.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.96		

表Ⅱ-2-9 予測結果のまとめ (2/3)

2. 排出量原単位

項目\年度		実績値					予測値													
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	366		
総ごみ排出量原単位		g/人・日	987.52	975.37	980.62	984.48	960.80	961.96	963.93	965.85	965.08	964.06	961.72	959.50	957.58	955.56	953.58	951.52		
生活系 ごみ	生活系ごみ	g/人・日	662.84	649.60	641.64	638.77	634.47	629.88	627.87	626.13	624.60	623.22	621.78	620.47	619.28	618.19	617.16	616.21		
		g/人・日	648.71	636.59	630.19	628.08	627.87	623.31	621.33	619.62	618.12	616.78	615.57	614.47	613.46	612.53	611.65	610.84		
		合計	可燃ごみ	g/人・日	473.22	461.50	455.23	461.29	456.53	456.61	455.27	454.14	453.14	452.25	451.44	450.70	450.02	449.39	448.83	448.27
			不燃ごみ	g/人・日	44.92	46.16	46.47	46.05	50.04	46.07	45.89	45.72	45.58	45.45	45.34	45.24	45.15	45.06	44.97	44.90
			資源ごみ	g/人・日	122.09	117.94	111.33	106.86	102.23	106.45	106.07	105.74	105.45	105.19	104.95	104.74	104.55	104.38	104.20	104.04
			その他のごみ	g/人・日	3.99	6.35	9.40	5.37	9.64	5.66	5.61	5.56	5.52	5.48	5.45	5.42	5.39	5.37	5.34	5.32
			粗大ごみ	g/人・日	4.39	4.47	7.65	8.31	9.17	8.31	8.28	8.25	8.22	8.20	8.18	8.16	8.15	8.13	8.11	8.11
	家電4品目		g/人・日	0.10	0.15	0.10	0.21	0.26	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	
	収集	g/人・日	607.57	595.66	592.34	593.19	588.15	586.49	584.87	583.47	582.24	581.14	580.14	579.24	578.41	577.64	576.92	576.25		
		可燃ごみ	g/人・日	456.06	447.27	446.97	453.45	446.89	448.33	447.09	446.01	445.08	444.24	443.47	442.78	442.15	441.56	441.02	440.50	
		不燃ごみ	g/人・日	37.45	38.38	38.77	37.84	41.87	37.41	37.31	37.22	37.14	37.07	37.01	36.95	36.90	36.85	36.80	36.76	
		資源ごみ	g/人・日	110.18	105.89	100.03	94.78	91.43	93.71	93.45	93.23	93.03	92.85	92.69	92.55	92.42	92.30	92.18	92.07	
		その他のごみ	g/人・日	0.15	0.25	0.10	0.10	0.05	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
		粗大ごみ	g/人・日	3.63	3.71	6.37	6.81	7.65	6.73	6.71	6.70	6.68	6.67	6.66	6.65	6.64	6.63	6.62	6.62	
		家電4品目	g/人・日	0.10	0.15	0.10	0.21	0.26	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	
	直接搬入	g/人・日	41.13	40.92	37.85	34.90	39.72	36.82	36.46	36.15	35.88	35.64	35.43	35.23	35.05	34.89	34.73	34.59		
		可燃ごみ	g/人・日	17.16	14.23	8.27	7.85	9.64	8.28	8.18	8.13	8.06	8.01	7.97	7.92	7.87	7.83	7.81	7.77	
		不燃ごみ	g/人・日	7.47	7.78	7.70	8.21	8.17	8.66	8.58	8.50	8.44	8.38	8.33	8.29	8.25	8.21	8.17	8.14	
		資源ごみ	g/人・日	11.91	12.05	11.30	12.08	10.79	12.74	12.62	12.51	12.42	12.34	12.26	12.19	12.13	12.08	12.02	11.97	
		その他のごみ	g/人・日	3.84	6.10	9.29	5.27	9.59	5.56	5.51	5.46	5.42	5.38	5.35	5.32	5.29	5.27	5.24	5.22	
粗大ごみ	g/人・日	0.76	0.76	1.28	1.50	1.52	1.58	1.57	1.55	1.54	1.53	1.52	1.51	1.51	1.50	1.49	1.49			
集団回収ごみ		g/人・日	14.13	13.01	11.45	10.69	6.60	6.57	6.54	6.51	6.48	6.44	6.21	6.00	5.82	5.66	5.51	5.37		
事業系 ごみ	合計	t/日	17.62	17.56	18.08	18.30	17.06	17.20	17.24	17.26	17.13	16.98	16.83	16.68	16.54	16.39	16.24	16.09		
		可燃ごみ	t/日	17.44	17.33	17.85	18.08	16.85	16.99	17.02	17.04	16.91	16.76	16.61	16.46	16.30	16.15	16.00	15.85	
		不燃ごみ	t/日	0.10	0.12	0.10	0.11	0.13	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
		資源ごみ	t/日	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	
	許可	t/日	16.36	16.28	16.45	16.55	15.39	15.39	15.39	15.38	15.23	15.07	14.91	14.76	14.61	14.46	14.31	14.16		
		可燃ごみ	t/日	16.36	16.28	16.45	16.55	15.39	15.39	15.39	15.38	15.23	15.07	14.91	14.76	14.61	14.46	14.31	14.16	
	直接搬入	t/日	1.27	1.28	1.63	1.75	1.68	1.81	1.85	1.88	1.90	1.91	1.92	1.92	1.93	1.93	1.93	1.93		
		可燃ごみ	t/日	1.08	1.06	1.39	1.54	1.47	1.60	1.63	1.66	1.68	1.69	1.70	1.70	1.69	1.69	1.69		
		不燃ごみ	t/日	0.10	0.12	0.10	0.11	0.13	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12		
		資源ごみ	t/日	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06		
		その他のごみ	t/日	0.04	0.05	0.08	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06		

※推計結果が、実績より増加した後減少する、もしくは実績より減少した後増加する傾向を示す場合は、調整した。

表Ⅱ-2-9 予測結果のまとめ (3/3)

3. 処理量

項目\年度		実績値					予測値											
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総ごみ処理量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00	18,185.76	18,049.15	17,960.04	17,722.53	17,530.06	17,379.00	17,277.82	17,088.27	16,944.36	16,801.73	16,711.14
焼却	焼却処理量	t/年	16,341.00	15,987.00	15,927.00	16,093.00	15,444.00	15,392.86	15,289.75	15,228.55	15,032.49	14,873.27	14,748.40	14,665.20	14,500.80	14,380.00	14,260.55	14,183.84
	直接焼却量	t/年	15,741.00	15,405.00	15,379.00	15,554.00	14,864.00	14,833.47	14,737.01	14,681.37	14,493.56	14,340.92	14,220.52	14,140.21	13,980.20	13,863.52	13,748.23	13,673.85
	中間処理後焼却量	t/年	600.00	582.00	548.00	539.00	580.00	559.39	552.74	547.18	538.93	532.35	527.88	524.99	520.60	516.48	512.32	509.99
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00	1,883.74	1,871.12	1,863.63	1,839.64	1,820.16	1,804.87	1,794.69	1,774.57	1,759.79	1,745.17	1,735.78
減量化	処理後減量化量	t/年	14,084.00	13,904.00	13,883.00	14,709.00	14,141.00	14,075.27	13,978.03	13,918.70	13,738.28	13,591.91	13,477.79	13,401.84	13,253.11	13,142.92	13,033.87	12,964.20
	(処理後減量化率)	—	71.98%	72.47%	72.70%	77.13%	77.12%	77.40%	77.44%	77.50%	77.52%	77.53%	77.55%	77.57%	77.56%	77.57%	77.57%	77.58%
資源化	資源化量	t/年	2,126.00	2,003.00	1,837.00	1,747.00	1,578.00	1,524.61	1,506.21	1,490.90	1,468.16	1,449.80	1,433.75	1,422.33	1,407.15	1,393.37	1,379.64	1,371.04
	(資源化率)	—	10.87%	10.44%	9.62%	9.16%	8.61%	8.38%	8.35%	8.30%	8.28%	8.27%	8.25%	8.23%	8.23%	8.22%	8.21%	8.20%
	直接資源化量	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00	670.31	662.33	655.68	645.78	637.90	632.55	629.09	623.82	618.89	613.90	611.11
	紙類	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00	670.31	662.33	655.68	645.78	637.90	632.55	629.09	623.82	618.89	613.90	611.11
	中間処理後資源化量	t/年	845.00	829.00	770.00	780.00	757.00	730.10	721.42	714.17	703.38	694.80	688.98	685.20	679.47	674.11	668.66	665.62
	紙製容器包装	t/年	0.00	0.00	0.00	301.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	金属類	t/年	301.00	306.00	303.00	278.00	338.00	325.99	322.11	318.88	314.06	310.23	307.63	305.94	303.38	300.99	298.56	297.20
	ガラス類	t/年	314.00	289.00	252.00	0.00	240.00	231.47	228.72	226.42	223.00	220.28	218.44	217.24	215.42	213.72	211.99	211.03
	ペットボトル	t/年	88.00	89.00	91.00	88.00	87.00	83.91	82.91	82.08	80.84	79.85	79.18	78.75	78.09	77.47	76.85	76.50
	容器包装プラスチック	t/年	127.00	107.00	106.00	98.00	80.00	77.16	76.24	75.47	74.33	73.43	72.81	72.41	71.81	71.24	70.66	70.34
	その他	t/年	15.00	38.00	18.00	15.00	12.00	11.57	11.44	11.32	11.15	11.01	10.92	10.86	10.77	10.69	10.60	10.55
	集団回収量	t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00	124.20	122.46	121.05	119.00	117.10	112.22	108.04	103.86	100.37	97.08	94.31
	紙類	t/年	256.00	178.00	163.00	146.00	86.00	84.77	83.58	82.63	81.22	79.92	76.60	73.74	70.89	68.50	66.26	64.37
	紙製容器包装	t/年	7.00	63.00	49.00	50.00	33.00	32.53	32.07	31.70	31.17	30.67	29.39	28.30	27.20	26.29	25.43	24.70
	金属類	t/年	6.00	4.00	5.00	3.00	3.00	2.96	2.92	2.88	2.83	2.79	2.67	2.57	2.47	2.39	2.31	2.25
ガラス類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
布類	t/年	11.00	11.00	6.00	8.00	4.00	3.94	3.89	3.84	3.78	3.72	3.56	3.43	3.30	3.19	3.08	2.99	
最終処分	最終処分量	t/年	3,356.00	3,279.00	3,376.00	2,615.00	2,618.00	2,585.88	2,564.91	2,550.44	2,516.09	2,488.35	2,467.46	2,453.65	2,428.01	2,408.07	2,388.22	2,375.90
	(最終処分率)	—	17.15%	17.09%	17.68%	13.71%	14.28%	14.22%	14.21%	14.20%	14.20%	14.19%	14.20%	14.20%	14.21%	14.21%	14.21%	14.22%
	直接埋立量	t/年	94.00	144.00	212.00	122.00	199.00	191.93	189.65	187.74	184.91	182.65	181.12	180.13	178.62	177.21	175.78	174.98
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00	1,883.74	1,871.12	1,863.63	1,839.64	1,820.16	1,804.87	1,794.69	1,774.57	1,759.79	1,745.17	1,735.78
処理残渣量	t/年	415.00	435.00	469.00	483.00	529.00	510.21	504.14	499.07	491.54	485.54	481.47	478.83	474.82	471.07	467.27	465.14	

3. 排出抑制・減量化による減量目標

1) 国及び県の減量化・資源化の目標値

(1) 国で定めている目標値

国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)では、表Ⅱ-2-10のとおり目標設定がされている。第4次計画から新たに食品ロス量が指標に加わり、本計画においても考慮すべきである。

表Ⅱ-2-10 第4次循環型社会形成推進基本計画における目標設定

項目	令和7年度	令和12年度
1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収量含む)	約850g/人・日	—
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ・集団回収量除く)	約440g/人・日	—
事業系ごみ排出量	約1,100万t (※令和元年度比16%減相当)	—
家庭系食品ロス量	—	平成12年度比半減
事業系食品ロス量	—	平成12年度比半減※

[出典]第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

※事業系食品ロス量目標値は食品リサイクル法の基本方針において設定された。

※本計画では、家庭系ではなく生活系と称している。

(2) 香川県で定めている目標値

県の「香川県廃棄物処理計画(平成28年～平成32年)」(平成27年12月)は、目標年次が令和2年度であるため、本計画においては県の計画の目標値は考慮しないものとする。

2) 減量化・資源化の目標設定

前項の国の目標設定を達成することを前提として、本計画の目標を表Ⅱ-2-11のとおり設定する。

表Ⅱ-2-11 本計画における目標設定(1/2)

項目	目標設定
生活系ごみ	【可燃ごみ】 ○可燃ごみに含まれる食品ロス量について、令和7年度までに40g/人・日、令和13年度までに45g/人・日を発生抑制・減量化する。 ○可燃ごみに含まれるリサイクル可能な紙類について、令和7年度までに40g/人・日、令和13年度までに45g/人・日を資源ごみとして分別する。
	【資源ごみ】 ○可燃ごみから分別したりリサイクル可能な紙類の分が、増加する。
	以上の取組による目標値
	【令和7年度 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源ごみ・集団回収量除く)】 予測値：511.38g/人・日 → 目標値：431.38g/人・日(約80g/人・日の減量) (国の目標値：約440g/人・日)

表Ⅱ－２－１１ 本計画における目標設定（2/2）

項目	目標設定
事業系ごみ	<p>【可燃ごみ】</p> <p>○可燃ごみに含まれる食品ロス量について、令和7年度までに5t/日を発生抑制・減量化する。</p> <p>以上の取組による目標値</p> <p>【令和7年度 事業系ごみ排出量】</p> <p>①予測値：16.98t/日 → 目標値：11.98t/日（約5t/日の減量）</p> <p>②令和元年度：18.30t/日 → 令和7年度：11.98t/日（35%の減量）</p> <p>（国の目標値：約16%削減相当）</p>
総ごみ排出量	<p>以上の取組による目標値</p> <p>【令和7年度 1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量含む）】</p> <p>予測値：964.06g/人・日 → 目標値：823.70g/人・日（約140g/人・日の減量）</p> <p>（国の目標値：約850g/人・日）</p>

以上より、本計画で設定する目標一覧を表Ⅱ－２－１２に示す。

表Ⅱ-2-12 目標値のまとめ (1/2)

1. 排出量

項目\年度		実績値					目標値												
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
人口(10月1日現在)		人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288	51,794	51,300	50,806	50,312	49,818	49,509	49,200	48,891	48,582	48,273	47,985	
総ごみ排出量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00	17,669.52	17,019.56	16,415.75	15,674.90	14,977.72	14,870.92	14,807.43	14,672.95	14,573.84	14,476.23	14,423.88	
生活系 総ごみ	生活系ごみ	t/年	13,133.00	12,778.00	12,495.00	12,374.00	12,109.00	11,756.52	11,456.96	11,196.59	10,882.45	10,605.02	10,498.22	10,422.75	10,292.95	10,193.84	10,096.23	10,031.88	
	合計	可燃ごみ	t/年	9,376.00	9,078.00	8,865.00	8,936.00	8,713.00	8,329.65	7,925.52	7,552.17	7,146.12	6,768.83	6,682.21	6,615.49	6,514.22	6,432.44	6,352.41	6,292.12
		不燃ごみ	t/年	890.00	908.00	905.00	892.00	955.00	870.94	859.27	850.16	837.03	826.44	819.33	814.65	805.71	799.02	792.36	788.56
		資源ごみ	t/年	2,419.00	2,320.00	2,168.00	2,070.00	1,951.00	2,163.66	2,285.70	2,412.51	2,524.12	2,640.07	2,634.36	2,636.25	2,623.96	2,619.08	2,613.87	2,617.52
		その他のごみ	t/年	79.00	125.00	183.00	104.00	184.00	107.00	105.04	103.39	101.37	99.65	98.49	97.60	96.19	95.22	94.09	93.43
		粗大ごみ	t/年	87.00	88.00	149.00	161.00	175.00	157.10	155.04	153.41	150.95	149.11	147.82	146.94	145.44	144.16	142.90	142.43
		家電4品目	t/年	2.00	3.00	2.00	4.00	5.00	3.97	3.93	3.90	3.86	3.82	3.79	3.78	3.57	3.55	3.52	3.51
集団回収ごみ		t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00	124.20	122.46	121.05	119.00	117.10	112.22	108.04	103.86	100.37	97.08	94.31	
事業系 ごみ	合計	t/年	6,433.00	6,408.00	6,601.00	6,697.00	6,228.00	5,913.00	5,562.60	5,219.16	4,792.45	4,372.70	4,372.70	4,384.68	4,380.00	4,380.00	4,380.00	4,380.00	4,392.00
	可燃ごみ	t/年	6,365.00	6,327.00	6,514.00	6,618.00	6,151.00	5,836.35	5,482.30	5,138.64	4,712.15	4,292.40	4,292.40	4,304.16	4,292.40	4,292.40	4,292.40	4,292.40	4,304.16
	不燃ごみ	t/年	36.00	43.00	36.00	41.00	47.00	40.15	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.92	43.80	43.80	43.80	43.80	43.92
	資源ごみ	t/年	17.00	19.00	22.00	20.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.90	
その他のごみ		t/年	15.00	19.00	29.00	18.00	15.00	18.25	18.25	18.30	18.25	18.25	18.25	18.30	21.90	21.90	21.90	21.90	

2. 排出量原単位

項目\年度		実績値					目標値												
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	
総ごみ排出量原単位		g/人・日	987.52	975.37	980.62	984.48	960.80	934.66	908.95	882.80	853.57	823.70	822.93	822.31	822.23	821.87	821.60	821.29	
生活系 ごみ	生活系ごみ	g/人・日	662.84	649.60	641.64	638.77	634.47	621.88	611.87	602.13	592.60	583.22	580.95	578.81	576.79	574.87	573.01	571.21	
	可燃ごみ	予測値	g/人・日	648.71	636.59	630.19	628.08	627.87	615.31	605.33	595.62	586.12	576.78	574.74	572.81	570.97	569.21	567.50	565.84
		発生抑制・減量化	g/人・日		461.50	455.23	461.29	456.53	456.61	455.27	454.14	453.14	452.25	451.44	450.70	450.02	449.39	448.83	448.27
		分別促進による削減	g/人・日							8.00	16.00	24.00	32.00	40.00	40.83	41.66	42.49	43.32	44.15
		目標値	g/人・日							440.61	423.27	406.14	389.14	372.25	369.78	367.38	365.04	362.75	360.53
	不燃ごみ	g/人・日	44.92	46.16	46.47	46.05	50.04	46.07	45.89	45.72	45.58	45.45	45.34	45.24	45.15	45.06	44.97	44.90	
	資源ごみ	予測値	g/人・日	122.09	117.94	111.33	106.86	102.23	106.45	106.07	105.74	105.45	105.19	104.95	104.74	104.55	104.38	104.20	104.04
		分別促進による増加	g/人・日							8.00	16.00	24.00	32.00	40.00	40.83	41.66	42.49	43.32	44.15
		目標値	g/人・日							114.45	122.07	129.74	137.45	145.19	145.78	146.40	147.04	147.70	148.35
	その他のごみ	g/人・日	3.99	6.35	9.40	5.37	9.64	5.66	5.61	5.56	5.52	5.48	5.45	5.42	5.39	5.37	5.34	5.32	
粗大ごみ	g/人・日	4.39	4.47	7.65	8.31	9.17	8.31	8.28	8.25	8.22	8.20	8.18	8.16	8.15	8.13	8.11	8.11		
家電4品目	g/人・日	0.10	0.15	0.10	0.21	0.26	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20		
集団回収ごみ		g/人・日	14.13	13.01	11.45	10.69	6.60	6.57	6.54	6.51	6.48	6.44	6.21	6.00	5.82	5.66	5.51	5.37	
事業系 ごみ	可燃ごみ	t/日	17.62	17.56	18.08	18.30	17.06	16.20	15.24	14.26	13.13	11.98	11.98	11.98	12.00	12.00	12.00	12.00	
	予測値	t/日	17.44	17.33	17.85	18.08	16.85	16.99	17.02	17.04	16.91	16.76	16.61	16.46	16.30	16.15	16.00	15.85	
	発生抑制・減量化	t/日							1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	4.85	4.70	4.54	4.39	4.24	
	目標値	t/日							15.99	15.02	14.04	12.91	11.76	11.76	11.76	11.76	11.76	11.76	
	不燃ごみ	t/日	0.10	0.12	0.10	0.11	0.13	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
資源ごみ	t/日	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06		
その他のごみ	t/日	0.04	0.05	0.08	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06		

表Ⅱ-2-12 目標値のまとめ (2/2)

3. 処理量

項目\年度		実績値					目標値											
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総ごみ処理量		t/年	19,566.00	19,186.00	19,096.00	19,071.00	18,337.00	17,669.52	17,019.56	16,415.75	15,674.90	14,977.72	14,870.92	14,807.43	14,672.95	14,573.84	14,476.23	14,423.88
焼却	焼却処理量	t/年	16,341.00	15,987.00	15,927.00	16,093.00	15,444.00	14,751.60	14,012.48	13,315.33	12,499.03	11,719.62	11,630.35	11,574.64	11,458.62	11,374.44	11,291.93	11,243.22
	直接焼却量	t/年	15,741.00	15,405.00	15,379.00	15,554.00	14,864.00	14,166.00	13,407.82	12,690.81	11,858.27	11,061.23	10,974.61	10,919.65	10,806.62	10,724.84	10,644.81	10,596.28
	中間処理後焼却量	t/年	600.00	582.00	548.00	539.00	580.00	585.60	604.66	624.52	640.76	658.39	655.74	654.99	652.00	649.60	647.12	646.94
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00	1,805.27	1,714.81	1,629.50	1,529.60	1,434.22	1,423.29	1,416.48	1,402.28	1,391.98	1,381.88	1,375.92
減量化	処理後減量化量	t/年	14,084.00	13,904.00	13,883.00	14,709.00	14,141.00	13,539.00	12,909.62	12,317.89	11,617.92	10,951.74	10,870.72	10,821.05	10,716.20	10,639.89	10,564.98	10,522.06
	(処理後減量化率)	—	71.98%	72.47%	72.70%	77.13%	77.12%	76.62%	75.85%	75.04%	74.12%	73.12%	73.10%	73.08%	73.03%	73.01%	72.98%	72.95%
資源化	資源化量	t/年	2,126.00	2,003.00	1,837.00	1,747.00	1,578.00	1,590.22	1,636.18	1,684.49	1,723.11	1,765.36	1,753.84	1,747.77	1,736.10	1,726.61	1,717.12	1,713.88
	(資源化率)	—	10.87%	10.44%	9.62%	9.16%	8.61%	9.00%	9.61%	10.26%	10.99%	11.79%	11.79%	11.80%	11.83%	11.85%	11.86%	11.88%
	直接資源化量	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00	701.71	724.54	748.34	767.81	788.94	785.76	784.86	781.27	778.40	775.43	775.21
	紙類	t/年	1,001.00	918.00	844.00	760.00	695.00	701.71	724.54	748.34	767.81	788.94	785.76	784.86	781.27	778.40	775.43	775.21
	中間処理後資源化量	t/年	845.00	829.00	770.00	780.00	757.00	764.31	789.18	815.10	836.30	859.32	855.86	854.87	850.97	847.84	844.61	844.36
	紙製容器包装	t/年	0.00	0.00	0.00	301.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	金属類	t/年	301.00	306.00	303.00	278.00	338.00	341.26	352.37	363.94	373.41	383.69	382.14	381.70	379.96	378.56	377.12	377.01
	ガラス類	t/年	314.00	289.00	252.00	0.00	240.00	242.32	250.20	258.42	265.14	272.44	271.34	271.03	269.79	268.80	267.77	267.70
	ペットボトル	t/年	88.00	89.00	91.00	88.00	87.00	87.84	90.70	93.68	96.11	98.76	98.36	98.25	97.80	97.44	97.07	97.04
	容器包装プラスチック	t/年	127.00	107.00	106.00	98.00	80.00	80.77	83.40	86.14	88.38	90.81	90.45	90.34	89.93	89.60	89.26	89.23
	その他	t/年	15.00	38.00	18.00	15.00	12.00	12.12	12.51	12.92	13.26	13.62	13.57	13.55	13.49	13.44	13.39	13.38
	集団回収量	t/年	280.00	256.00	223.00	207.00	126.00	124.20	122.46	121.05	119.00	117.10	112.22	108.04	103.86	100.37	97.08	94.31
	紙類	t/年	256.00	178.00	163.00	146.00	86.00	84.77	83.58	82.63	81.22	79.92	76.60	73.74	70.89	68.50	66.26	64.37
	紙製容器包装	t/年	7.00	63.00	49.00	50.00	33.00	32.53	32.07	31.70	31.17	30.67	29.39	28.30	27.20	26.29	25.43	24.70
	金属類	t/年	6.00	4.00	5.00	3.00	3.00	2.96	2.92	2.88	2.83	2.79	2.67	2.57	2.47	2.39	2.31	2.25
	ガラス類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	t/年	11.00	11.00	6.00	8.00	4.00	3.94	3.89	3.84	3.78	3.72	3.56	3.43	3.30	3.19	3.08	2.99	
最終処分	最終処分量	t/年	3,356.00	3,279.00	3,376.00	2,615.00	2,618.00	2,540.30	2,473.76	2,413.37	2,333.87	2,260.62	2,246.36	2,238.61	2,220.65	2,207.34	2,194.13	2,187.94
	(最終処分率)	—	17.15%	17.09%	17.68%	13.71%	14.28%	14.38%	14.53%	14.70%	14.89%	15.09%	15.11%	15.12%	15.13%	15.15%	15.16%	15.17%
	直接埋立量	t/年	94.00	144.00	212.00	122.00	199.00	200.92	207.46	214.27	219.85	225.90	224.99	224.73	223.70	222.88	222.03	221.97
	焼却残渣量	t/年	2,847.00	2,700.00	2,695.00	2,010.00	1,890.00	1,805.27	1,714.81	1,629.50	1,529.60	1,434.22	1,423.29	1,416.48	1,402.28	1,391.98	1,381.88	1,375.92
処理残渣量	t/年	415.00	435.00	469.00	483.00	529.00	534.11	551.49	569.60	584.42	600.50	598.08	597.40	594.67	592.48	590.22	590.05	

3) 目標達成のための方策について

前項に示す削減目標を達成するために、現行の方策を継続するとともに、可燃ごみの減量や資源物の分別促進に資する新たな取り組みを導入していく。

4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみ処理の基本理念、基本方針に基づき排出抑制のために市民、事業者及び行政が取り組むべき策の検討を行った。

1) 市民の取り組み

- エコライフへの転換
- 生ごみの水切り及び自家処理の促進
- 家庭内での食べきりや計画的な買い物、余剰食材のフードドライブ活用による食品ロスの削減
- 外食時の食べ残し削減による食品ロスの削減
- 雑がみの分別促進や新聞販売店・民間回収における新聞及び古紙回収の利用促進
- 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の理解と行動
- マイバッグの利用促進（レジ袋の辞退）やリターナブル容器の活用促進によるプラスチックごみゼロへの取組
- 環境に配慮した商品の購入、商品の長期使用による廃棄物の排出抑制
- リースレンタルの促進
- フリーマーケット、不用品交換の推進

2) 事業者の取り組み

- 原材料の選択や製造工程の工夫等によるごみの排出抑制
- 廃棄物の発生抑制及び廃棄物の適正な循環的利用の推進
- 容器包装の簡素化
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造、販売
- 小盛りメニューの提供や3010運動※の推奨による飲食店等での食品ロスの削減
- ペーパーレスの推進
- レジ袋有料化に伴うマイバッグの利用促進やカトラリー等無料配布の廃止等によるプラスチックごみゼロへの取組

※「3010 運動」とは、会食や宴会時に、最初の 30 分と最後の 10 分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動を指す。

3) 行政の取り組み

- ごみの排出抑制や資源化に係る計画や目標の設定を行い、市民、事業者の取り組みの調整、取りまとめ
- 市民、事業者への情報提供及び活動の支援
- ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供

- 効率的な資源循環システムを構築するための助成制度を検討
- ごみの中間処理や最終処分の施設を確保
- ごみに係る地域組織・ネットワークづくり
- 新たな資源リサイクルの調査・研究
- ごみ有料化制度の適宜見直し

5. 分別収集ごみの種類及び分別の区分

本市の生活系ごみの分別区分と排出・収集方法については、表Ⅱ－２－13に示すとおりとする。

分別区分及び排出方法は、当面、現状と同じとするが、今後のごみの排出量等に応じた適切な分別区分、排出方法の検討を行うものとする。

表Ⅱ－２－13 生活系ごみの分別区分と排出・収集方法（将来）

分別区分	手数料	ごみ袋・出し方	排出場所	収集頻度	収集主体			
可燃ごみ	有料	指定収集袋	ステーション	週2回	委託業者			
不燃ごみ※	有料	指定収集袋	ステーション	月1～2回	直営			
資源化物	缶	無料	収集日に配布している網カゴ			ステーション		
	ビン	無料	収集日に配布しているコンテナ(色分け)			ステーション		
	ペットボトル	無料	収集日に配布している指定入物			ステーション		
	プラスチック	無料	透明・半透明の袋			ステーション		
	乾電池	無料	収集日に配布しているコンテナ			ステーション		
	ライター	無料	収集日に配布しているコンテナ			ステーション		
	紙類	無料	種類別にひも綴			ステーション	月1回	委託業者
	蛍光管	無料	回収専用のダンボール箱			拠点回収	随時	直営
	水銀式体温計・温度計・血圧計	無料	回収専用のダンボール箱			拠点回収		
粗大ごみ	有料※	戸外に排出	戸別収集(申込制)					

※不燃ごみには小型家電を含む。

※粗大ごみは一部無料。

6. ごみ処理計画

1) 収集運搬計画

本市における収集運搬計画の方針は、下記に示すとおりである。

- 本市の収集運搬作業は直営及び委託業者により行われており、今後もこの体制を維持し、安全性の向上及び衛生面の確保を図る。特に新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症の蔓延時においては、ごみの収集運搬に係る衛生的措置を講じる。

□ごみステーションは、住民による維持管理が行われているが、生活スタイルの多様化、モラルの低下に伴い、排出違反等のトラブルが発生している。このため、パンフレットや講習会にて、ごみの正しい出し方について啓発を図る。

□円滑な収集運搬を推進するため、委託業者等に対し適切な指導を行っていく。

(1) 収集区域

収集区域は本市の行政区域全域とする。

(2) 収集運搬の方法

①生活系ごみ

家庭ごみ（粗大ごみ以外）はステーション方式を継続し、収集回数については当面、現状と同様とする。粗大ごみは申込制（各戸収集方式）とする。

- a. 可燃ごみ 2回/週
- b. 不燃ごみ 1～2回/月
- c. 粗大ごみ 申込制
- d. 資源ごみ 1～2回/月

②事業系ごみ

事業系ごみについても現状と同様、許可業者による各戸収集方式とする。

(3) 収集運搬量

将来の収集運搬量（目標値）は表Ⅱ－2－14に示すとおりである。

令和8年度（中間目標年次）は14,799t/年、令和13年度（計画目標年次）は14,283t/年となっており、減少傾向である。

表Ⅱ－2－14 収集運搬量（目標値）

ごみ種	単位	年度		
		令和2年度 （現況）	令和8年度 （中間目標年次）	令和13年度 （計画目標年次）
可燃ごみ	t/年	14,864	10,975	10,596
不燃ごみ	t/年	1,002	863	832
資源ごみ	t/年	1,966	2,653	2,639
その他のごみ	t/年	199	117	115
粗大ごみ	t/年	175	148	142
家電4品目	t/年	5	4	4
計	t/年	18,211	14,759	14,330

※集団回収量を除く。

2) 中間処理計画

本市における中間処理計画の方針は、下記に示すとおりである。

- 施設の老朽化に伴う補修計画を立て、施設の長寿命化を図る。
- 施設の維持管理を徹底し、周辺環境への負荷の低減を図る。

(1) 対象のごみの種類

焼却処理は、収集可燃及びリサイクルプラザでの分別後の可燃ごみとする。

リサイクルプラザの処理は、収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ、収集粗大ごみ及び収集資源ごみとする。

(2) 処理方法、処理主体

①焼却処理

焼却処理は、角山環境センターの中間処理を踏襲するものとし、焼却灰は坂出環境センターにて埋立を行う。処理主体は、坂出、宇多津広域行政事務組合である。

②リサイクルプラザでの処理

坂出市リサイクルプラザにて分別、資源回収する方法を踏襲するものとし、分別後は、焼却物、資源回収物及び埋立物として搬出される。

(3) 中間処理量

将来の中間処理量（目標値）は、表Ⅱ－2－15に示すとおりである。

令和8年度（中間目標年次）は12,521t/年、令和13年度（計画目標年次）は12,052t/年となっており、減少傾向である。

表Ⅱ－2－15 中間処理量（目標値）

ごみ種	単位	年度		
		令和2年度 （現況）	令和8年度 （中間目標年次）	令和13年度 （計画目標年次）
焼却処理量	t/年	15,444	11,630	11,243
リサイクルプラザでの資源化量	t/年	757	856	844
計	t/年	16,201	12,486	12,088

3) 最終処分計画

本市における最終処分計画の方針は、下記に示すとおりである。

- 最終処分場の延命化及び適切な維持を図る。
- 3Rの推進及び中間処理により、より一層最終処分量の減量化、減容化を図る。
- 水処理施設については、最終処分場の廃止まで適切に維持管理を行う。

(1) 対象ごみの種類

埋立物は、焼却残渣、収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ及びリサイクルプラザ処理残渣である。

(2) 処理方法、処理主体

処理方法は埋め立て処分とする。処理主体は坂出市である。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量（目標値）は表Ⅱ－2－16 に示すとおりである。

令和8年度（中間目標年次）は2,252t/年、令和13年度（計画目標年次）は2,180t/年となっており、減少傾向である。

表Ⅱ－2－16 最終処分量（目標値）

ごみ種	単位	年度		
		令和2年度 （現況）	令和8年度 （中間目標年次）	令和13年度 （計画目標年次）
最終処分量	t/年	2,618	2,246	2,188

7. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

(1) 特別管理一般廃棄物

- ①感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者に依頼する。
- ②在宅医療廃棄物の処理については、医療機関と協議を行い、収集作業時の事故防止等の観点も踏まえながら、適切な排出方法及び処理方法について指導を徹底する。
- ③廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機及び廃電子レンジ等に含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとする。
- ④角山環境センターから生じるばいじんの処理は本市が行う。

(2) 適正処理困難物

危険・有害物、運搬・処置困難物及び産業廃棄物・事業系ごみについては、販売店や民間処理業者と協力して適正処理を行う。（表Ⅱ－2－17）

また家電リサイクル（4品目）及びパソコンリサイクルについては、表Ⅱ－2－18 に示すとおりである。

表Ⅱ－２－１７ 適正処理困難物の処理方法

危険・有害物	処理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬 ・ 薬品など ・ 廃油 ・ LP ガスボンベ ・ 注射器 ・ バッテリー （有毒・有毒性を有するもの） ・ 塗料（ペンキ・シンナー） ・ マッチなど （引火性を有するもの） ・ 注射針など （医療廃棄物） 	<p>専門業者に処理を依頼。 （市の施設に搬入できない）</p>
運搬・処理困難物	処理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ ピアノ ・ 石 ・ がれき ・ 漁網 ・ 仏壇・仏具 ・ 耐火金庫など ・ 土砂 ・ タイヤなど ・ 自動車部品 	<p>販売店に相談。 （市の施設に搬入できない）</p>
産業廃棄物・事業系ごみ	処理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所・商店・工場など家庭以外から排出されるすべての品物 ・ 浴槽・流し台・たたみ・建具・建築廃材・剪定ごみなど請け負い工事で発生したすべてのごみ ・ 田植え機・トラクターのつめ・農業用ビニールなどの農業用器具 	<p>紙類及び木くず（業種指定あり）は、市の許可業者もしくは直接、角山環境センターに自己搬入。それ以外は産業廃棄物収集運搬業者に処理を依頼。</p>

表Ⅱ-2-18 家電リサイクル（4品目）及びパソコンリサイクルについて

家庭用電化機器（家電リサイクル法）		処理方法
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・壁掛け形セパレートエアコン ・壁掛け形ガスヒーターエアコン ・壁掛け形ハイブリッドエアコン ・マルチエアコン ・床置き形セパレートエアコン ・床置き形ハイブリッドエアコン ・ウィンド形エアコン ・ワイヤレスリモコン(電池除く) ・室内機用の取付金具 ・一体型の純正据付部材 ・商品同梱の工事部材 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品を購入した小売店もしくは、同じ種類の製品を買おうとしている小売店に処理を依頼。 ・消費者は決められたリサイクル料金と運搬量を支払う。小売店で製品のメーカーごとに指定引取場所まで運び、それぞれのメーカーに集められリサイクルされる。
ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ	<p>【ブラウン管テレビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管式テレビ ・ブラウン管式VTR内蔵テレビ ・ラジカセ一体型テレビ ・ブラウン管式テレビ ・ワイヤレスリモコン(電池除く) ・商品の付属物(電源コード、スタンド等) <p>【液晶・プラズマ式テレビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液晶・プラズマ式テレビ ・液晶・プラズマ式HDD・DVD等内蔵テレビ ・チューナー分離型テレビ ・ワイヤレスリモコン(電池除く) ・着脱式付属専用スピーカー ・商品の付属物(電源コード、スタンド等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄だけの場合、購入された小売店が遠方もしくはわからない場合は、生活環境課（R4.4～）に依頼。1台につき運搬手数料 1,500 円を支払う。 ・自己搬入する場合、リサイクル料金は郵便局で支払い、指定引取場所へ搬入(メーカーによって指定引取場所が異なる)。
冷蔵庫・冷凍庫	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫 ・冷凍冷蔵庫 ・保冷库・冷温庫 ・ワイン庫(ワインセラー) ・冷凍庫 ・商品同梱の付属品(製氷皿、棚、野菜かご等) ・吸収式冷蔵庫(冷媒にアンモニアを使用) ・ペルチェ素子方式冷蔵庫(一部メーカーでは「電子冷蔵庫」) ・ポータブル冷蔵庫(車載式・バッテリー式含む) 	<p>坂出市＝岡山県貨物運送(株) 坂出市沖の浜 30 番 75 TEL(0877)45-4555</p> <p>丸亀市＝日本通運(株)丸亀支店 丸亀市蓬萊町 28-3 TEL(0877)22-8209</p>
洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯乾燥機 ・全自動洗濯機 ・2槽式洗濯機 ・小型洗濯機 ・衣類乾燥機 ・商品同梱の付属品(洗濯かご等) 	
パソコン		処理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン ・ノートパソコン ・CRTディスプレイ ・液晶ディスプレイ 		<p>不要になったパソコンは市では収集しない。各メーカーが行う回収・リサイクルへ出す。詳しくは各メーカーの受付窓口、またはパソコン3R推進センター（TEL(03)5282-7685）で確認。</p>

2) 散在性ごみ・不法投棄対策

- 不法投棄廃棄物の徹底及び看板の設置を行う。
- 不法投棄等に対する巡回パトロールを充実させる。
- 空き缶回収機等の導入を図る。
- 美化啓発キャンペーンや広告等により、美化意識の啓発に努める。

3) 災害廃棄物対策計画

災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するために、早急に災害廃棄物処理計画の策定を行う。また、関係機関との連携を密にし、災害時の廃棄物処理体制の構築を図る。

4) 広報・啓発活動のあり方

(1) 市民への啓発

市民に対して、以下の方法によりごみ処理に関する啓発を行っていく。

- 広報、ビデオ、パンフレット、マスメディアなどを通じ、ごみの減量化、ごみの分別排出、資源化についての市民意識の向上を図る。
- 各地区自治会員による分別等の啓発を促進する。
- 地区団体と連携し、環境委員会を中心に地域に根ざした啓発を行うものとする。また、学校を対象とした子供向けごみ教室により、普及啓発活動を行う。
- 地区衛生組織連合会を中心として、環境に対する地域での取り組みの強化、充実を図る。

(2) 事業者への啓発

事業者に対しては、パンフレット等による減量化の要請を行うとともに、積極的な指導を実施していく。

5) 計画推進体制（行政、住民、事業者等の役割）

- ごみ処理に関し、国の施策や社会経済情勢等、各種計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、直ちに計画の見直しを行う。
- 各種計画の進捗状況については、積極的な情報公開に努める。
- 各種計画の基礎調査を定期的に継続して実施し、施策に反映することによってフォローアップを図る。

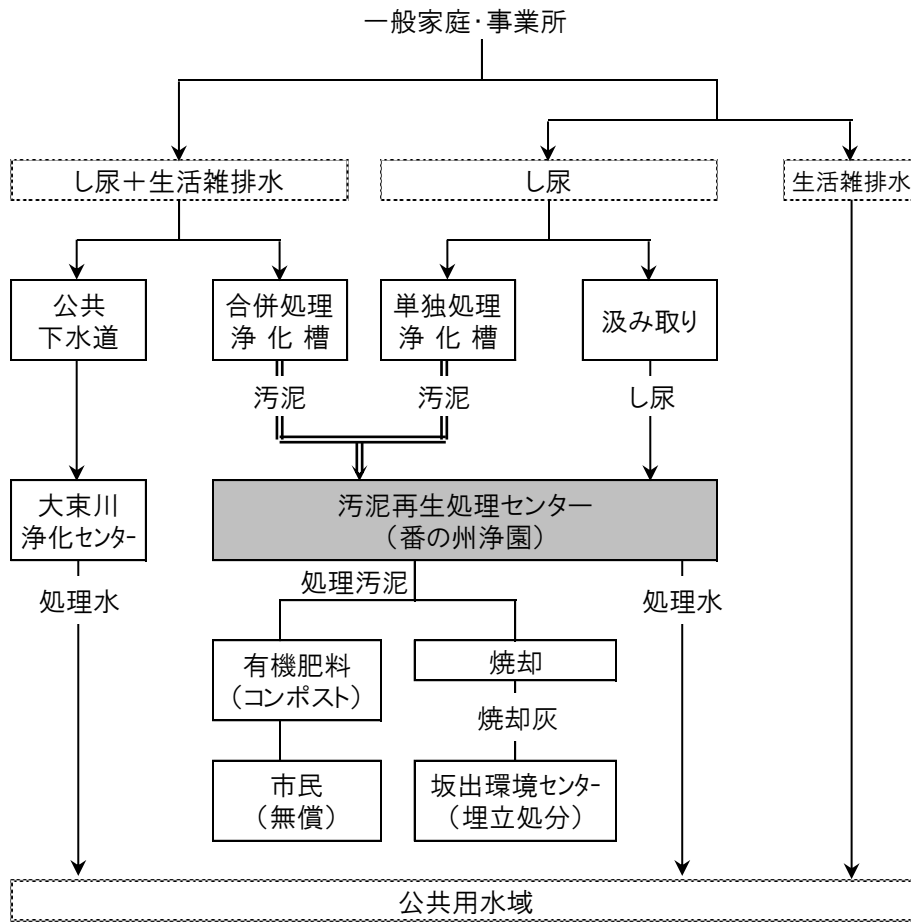
Ⅲ 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水の流れ

本市における生活排水処理の流れは、図Ⅲ－1－1に示すとおりである。



図Ⅲ－1－1 生活排水処理の流れ

2) 生活排水処理施設の整備状況

①合併処理浄化槽

平成 23 年度～令和 2 年度における年度ごとの合併処理浄化槽設置届出数（年度内計画中止除く）は、表Ⅲ－1－1 に示すとおりである。

表Ⅲ－1－1 合併処理浄化槽設置基数

年度	設置基数(基)
H23	208
H24	213
H25	219
H26	193
H27	166
H28	185
H29	181
H30	178
R1	178
R2	177
合計	1,898

②公共下水道

本市の公共下水道の終末処理場は大東川浄化センターであり、その概要は表Ⅲ－1－2 に示すとおりである。

表Ⅲ－1－2 大東川浄化センターの概要

項目	内容
名称	中讃流域下水道 大東川浄化センター
所在地	香川県綾歌郡宇多津町字吉田 4001-4
敷地面積	15.5ha
計画水質	流入水 265mg/ℓ 放流水 15 mg/ℓ
放流先	瀬戸内海(備讃瀬戸)

③汚泥再生処理センター

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理施設は、汚泥再生処理センター（番の州浄園）があり、その概要は以下に示すとおりである。

①位置

本施設の位置は、図Ⅲ－１－２に示すとおりである。



図Ⅲ－１－２ 汚泥再生処理センター（番の州浄園）の位置図

②施設概要

本施設の概要は、表Ⅲ－１－３に示すとおりである。

表Ⅲ－１－３ 汚泥再生処理センターの概要

項目	内容
名称	汚泥再生処理センター(番の州浄園)
所在地	香川県坂出市番の州町 10-2、3
敷地面積	約 3,300 m ²
延床面積	3,086.11 m ²
処理能力	85kl/日(し尿 53 kl/日、浄化槽汚泥 32 kl/日)

③施設性能

本施設の性能は、表Ⅲ－１－４に示すとおりである。

表Ⅲ－１－４ 汚泥再生処理センターの性能

項目	放流水質	法規制値
pH(水素イオン濃度)	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD(生物学的酸素要求量)	10mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下
COD(化学的酸素要求量)	10mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下
SS(浮遊物質)	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下
T-N(全窒素)	10mg/ℓ以下	60mg/ℓ以下
T-P(全リン)	1mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下
色度	30 度以下	規制なし
大腸菌群数	100 個/cn以下	3,000 個/cn以下

3) 水城環境、水質保全に関する状況

本市及びその周辺の環境基準点における指定状況及び環境基準達成状況は、下記に示すとおりである。

(1) 河川（中讃地区河川）の状況

中讃地区河川とは、坂出市内を流れる青海川から多度津町内を流れる弘田川までの8河川を指し、この中には、県下唯一の一級河川土器川と、二級河川最大規模の綾川が含まれる。

BODの年平均値を前年度と比較すると、大東川上流・下流でやや改善が見られるが、その他の地点では横ばいである。(表Ⅲ－１－５)。

表Ⅲ－１－５ 中讃地区環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類型	達成状況(年度)			令和2年度BOD年平均値 (mg/L)
		H30	R1	R2	
青海川	A	○	○	○	0.9
綾川	A	○	○	×	1.8
大東川上流	B	×	×	×	3.3
大東川下流	C	○	○	○	2.6
土器川	A	○	×	×	2.3
西汐入川	E	○	○	○	3.6
金倉川	A	×	×	×	2.4
桜川	B	○	○	○	2.1
弘田川	A	×	×	×	3.3

(2) 海域（備讃瀬戸）の状況

令和2年度は、高松港、坂出港、番の州泊地で環境基準を達成しているが、全窒素及び全りんについては、一部の水域で環境基準を達成していない。この海域は比較的潮流が速く、透明度はあまり良くないが、赤潮の発生が少ないという特徴を持っている。（表Ⅲ-1-6～表Ⅲ-1-7）。

表Ⅲ-1-6 海域環境基準達成状況（COD）

環境基準類型 あてはめ水域	類型	環境基準 地点数	達成状況(年度)			令和2年度COD年平均値 (mg/L)
			H30	R1	R2	
東讃海域	A	12	×	×	×	2.1
備讃瀬戸	備讃瀬戸	8	×	×	×	2.2
	詰田川尻	1	×	×	×	2.6
	高松港	1	○	○	○	2.1
	坂出港	3	×	○	○	2.5
	番の州泊地	1	○	○	○	2.3
燧灘東部	A	5	×	×	×	2.2

表Ⅲ-1-7 海域環境基準達成状況（全窒素及び全りん）

環境基準類型 あてはめ水域	類型	環境基準 地点数	達成状況(年度)			令和2年度年平均値	
			H30	R1	R2	全窒素	全りん
東讃海域	Ⅱ	12	○	○	○	0.17	0.025
備讃瀬戸(イ)	Ⅱ	5	○	○	×	0.24	0.032
備讃瀬戸(ハ)	Ⅱ	3	○	○	○	0.22	0.029
燧灘東部	Ⅱ	5	○	○	○	0.20	0.024

2. 生活排水処理の現況調査

1) 処理形態別人口の把握

平成28年度～令和2年度における生活排水の処理形態人口は、表Ⅲ-1-8に示すとおりである。

本市にはコミュニティ・プラント、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は無く、生活排水は、浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）、公共下水道及び汚泥再生処理センターにて処理を行っている。

表Ⅲ-1-8 生活排水処理形態別人口

項目\年度		実績値					
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理形態別人口	総人口	人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288
	下水道接続人口	人	10,429	10,439	10,576	10,780	11,137
	下水道接続率	—	19.21%	19.37%	19.82%	20.37%	21.30%
	計画処理区域内人口-下水道	人	43,854	43,453	42,776	42,148	41,151
	合併処理浄化槽人口	人	18,977	19,745	20,432	21,110	21,697
	単独処理浄化槽人口	人	15,092	14,395	13,524	12,746	11,769
	し尿収集人口	人	9,785	9,313	8,820	8,292	7,685
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	29,406	30,184	31,008	31,890	32,834
	生活排水処理率	—	54.17%	56.01%	58.12%	60.25%	62.79%

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

2) 中間処理の現況

(1) 収集運搬の状況

①収集運搬の概況

令和2年度における本市の収集運搬に携わる職員は21名（し尿班21名）であり、許可業者は5件となっている。

また、直営分及び許可業者分の収集車両台数及び積載量は表Ⅲ-1-9に示すとおりである。

表Ⅲ-1-9 収集車両台数及び積載量

項目	直営分		許可業者分	
	台数	積載量	台数	積載量
車両 (バキューム車)	13台	28KL	19台	73KL

②収集(申込み)方法

a. 生し尿

収集については、直営による定期収集となっており、緊急時は、電話による申し込み制となっている。料金はし尿汲み取り券にて支払となっている。

- ・回数券1枚 200円 ※1収集につき1枚必要
- ・汲取券1枚 160円 ※18リットルにつき1枚必要
(18リットル未満の端数は18リットルとする)

b. 浄化槽汚泥

収集については、維持管理業者から各家庭へ指導があり、各家庭から許可業者へ申込み、収集してもらうこととなっている。

③収集運搬量

平成28年度から令和2年度における、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、表Ⅲ-1-10に示すとおりである。

表Ⅲ-1-10 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量

項目\年度		実績値					
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿等発生量	し尿・浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	15,510	15,449	15,277	15,057	15,351
	し尿発生量	kℓ/年	6,195	5,798	5,643	5,402	5,083
	浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	9,315	9,651	9,634	9,655	10,268
	年間日数	日/年	365	365	365	366	365
	年間日平均発生量	kℓ/日	42.49	42.33	41.85	41.14	42.06
	し尿発生原単位	ℓ/人・日	1.73	1.71	1.75	1.78	1.81
	浄化槽汚泥発生原単位	ℓ/人・日	0.75	0.77	0.78	0.78	0.84

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)を元に作成

(3) 維持・管理体制

本施設の維持・管理は、本市職員1名、民間6名及び事務補助（会計年度任用職員）1名の計8名で行われている。

また、平成28年度～令和2年度における本施設の処理及び維持管理費の推移は、表Ⅲ-1-11に示すとおりである。

表Ⅲ-1-11 処理及び維持管理費の推移

項目		単位	H28	H29	H30	R1	R2		
建設改良費	工事費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	千円	0	0	0	0	0	
		最終処分場	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
	調査費	千円	0	0	0	0	0		
	組合分担金	千円	0	0	0	0	0		
	小計	千円	0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	千円	20,035	29,240	12,781	12,914	13,202	
		技能職	収集運搬	千円	88,922	79,214	83,758	78,022	81,273
			中間処理	千円	0	0	0	7,981	8,731
			最終処分	千円	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	千円	10,913	9,830	9,821	10,031	11,107	
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0	
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0	
	車両等購入費	千円	5,130	5,216	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0	
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
	組合分担金	千円	156,949	160,145	162,187	171,326	147,103		
調査研究費	千円	0	0	0	0	0			
小計	千円	281,949	283,645	268,547	280,274	261,416			
その他	千円	22	22	23	23	662			
合計	千円	281,971	283,667	268,570	280,297	262,078			
浄化槽及び計画収集人口	人	43,854	43,453	42,776	42,148	41,151			
人口1人当たり経費	円	6,430	6,528	6,279	6,650	6,369			

[出典]一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

※人口1人当たり経費は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取りを使用する人口当たりを示す。

3) 生活排水処理及び処理量の将来推計

(1) 生活排水処理人口の予測

①計画処理区域内人口

処理区域は行政区域全域とし、表Ⅱ－2－3で設定した将来人口を計画処理区域内人口とする。

②生活排水処理形態別人口

a. 公共下水道人口

平成28年度～令和2年度における公共下水道接続率を、表Ⅱ－2－1に示す推計式に当てはめて予測した。予測結果は、表Ⅲ－1－12のとおりである。

b. 合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口

計画処理区域内人口から公共下水道人口を除いた人口を、直近の令和2年度における合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口の構成比で按分して、将来の合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口を算出した。

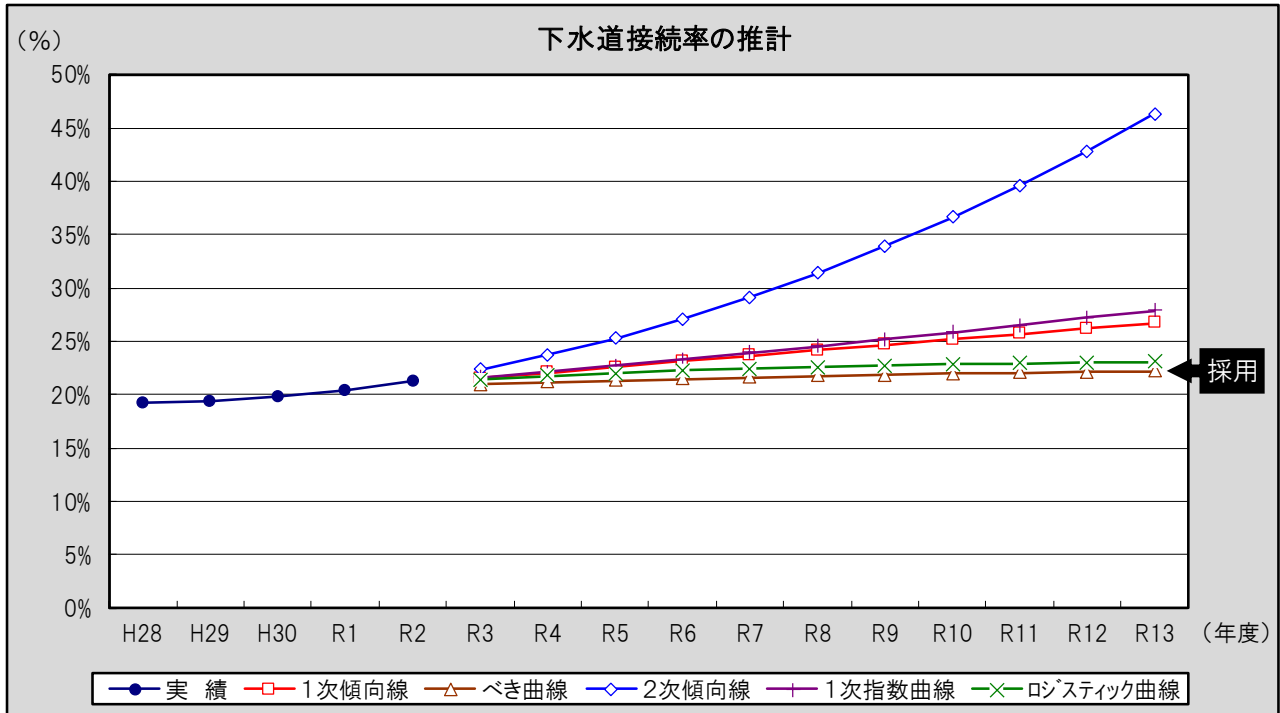
(2) し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測

表Ⅲ－1－10に示す、直近の令和2年度におけるし尿及び浄化槽汚泥発生原単位を用いて、これらを将来の計画収集人口または浄化槽人口（合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口の和）に乗じて、将来のし尿及び浄化槽汚泥量を算出した。

(3) まとめ

予測結果一覧を、表Ⅲ－1－13に示す。

表Ⅲ－１－１２ 公共下水道人口の予測



単位：%

実 績			推 計							
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線	
H28	1	19.21%	R3	6	21.57%	21.00%	22.39%	21.60%	21.42%	
H29	2	19.37%	R4	7	22.08%	21.19%	23.72%	22.16%	21.74%	
H30	3	19.82%	R5	8	22.60%	21.36%	25.29%	22.74%	22.02%	
R1	4	20.37%	R6	9	23.12%	21.50%	27.10%	23.33%	22.25%	
R2	5	21.30%	R7	10	23.63%	21.64%	29.14%	23.93%	22.45%	
			R8	11	24.15%	21.76%	31.41%	24.55%	22.61%	
			R9	12	24.67%	21.87%	33.92%	25.19%	22.75%	
			R10	13	25.19%	21.97%	36.66%	25.85%	22.86%	
			R11	14	25.70%	22.07%	39.64%	26.52%	22.96%	
			R12	15	26.22%	22.16%	42.85%	27.21%	23.04%	
			R13	16	26.74%	22.24%	46.30%	27.91%	23.11%	
					相関係数	0.96518	0.88863	0.99923	0.96899	0.94162
					採用式		○			

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	0.0051712	0.18463078	—	—
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	0.18910686	0.05850727	—	—
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	0.00117114	-0.0018557	0.19282878	—
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	0.18519306	1.02597633	—	—
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.29380158	0.19043991	—	0.23429276

表Ⅲ-1-13 予測結果一覧

項目\年度		実績値					予測値											
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
処理形態別人口	総人口	人	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288	51,794	51,300	50,806	50,312	49,818	49,509	49,200	48,891	48,582	48,273	47,985
	下水道接続人口	人	10,429	10,439	10,576	10,780	11,137	11,042	10,947	10,852	10,817	10,781	10,773	10,760	10,741	10,722	10,697	10,672
	下水道接続率	—	19.21%	19.37%	19.82%	20.37%	21.30%	21.32%	21.34%	21.36%	21.50%	21.64%	21.76%	21.87%	21.97%	22.07%	22.16%	22.24%
	計画処理区域内人口—下水道	人	43,854	43,453	42,776	42,148	41,151	40,752	40,353	39,954	39,495	39,037	38,736	38,440	38,150	37,860	37,576	37,313
	合併処理浄化槽人口	人	18,977	19,745	20,432	21,110	21,697	21,487	21,276	21,066	20,824	20,582	20,424	20,268	20,115	19,962	19,812	19,673
	単独処理浄化槽人口	人	15,092	14,395	13,524	12,746	11,769	11,655	11,541	11,427	11,295	11,164	11,078	10,994	10,911	10,828	10,747	10,671
	し尿収集人口	人	9,785	9,313	8,820	8,292	7,685	7,610	7,536	7,461	7,376	7,291	7,234	7,178	7,124	7,070	7,017	6,969
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	29,406	30,184	31,008	31,890	32,834	32,529	32,223	31,918	31,641	31,363	31,197	31,028	30,856	30,684	30,509	30,345
	生活排水処理率	—	54.17%	56.01%	58.12%	60.25%	62.79%	62.80%	62.81%	62.82%	62.89%	62.96%	63.01%	63.07%	63.11%	63.16%	63.20%	63.24%
し尿等発生量	し尿・浄化槽汚泥発生量	kg/年	15,510	15,449	15,277	15,057	15,351	15,189	15,040	14,932	14,721	14,550	14,438	14,366	14,219	14,111	14,005	13,946
	し尿発生量	kg/年	6,195	5,798	5,643	5,402	5,083	5,028	4,979	4,943	4,873	4,817	4,779	4,755	4,706	4,671	4,636	4,617
	浄化槽汚泥発生量	kg/年	9,315	9,651	9,634	9,655	10,268	10,161	10,062	9,990	9,848	9,733	9,659	9,611	9,513	9,440	9,369	9,329
	年間日数	日/年	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365
	年間日平均発生量	kg/日	42.49	42.33	41.85	41.14	42.06	41.61	41.21	40.80	40.33	39.86	39.56	39.25	38.96	38.66	38.37	38.10
	し尿発生原単位	ℓ/人・日	1.73	1.71	1.75	1.78	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81
	浄化槽汚泥発生原単位	ℓ/人・日	0.75	0.77	0.78	0.78	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84

3. 基本理念と整備方針

1) 基本理念

公共下水道や合併処理浄化槽の普及に合わせ、処理施設の維持管理等処理体制の充実に努め、し尿・汚泥の適正な処理を促進する。

また、生活排水処理施設の推進により、し尿汲取量の減少も予測され、これらの効果的な収集体制を検討するとともに、浄化槽許可業者、設置者への指導強化に努め、清潔で衛生的な生活環境の確保に努める。

2) 生活排水処理施設の整備方針

生活排水処理施設の整備方針は下記に示すとおりである。

- ①公共下水道については、経済性及び効率性を考慮し、既整備地区の周辺から面整備を進めることにより供用開始区域の拡大を図り、普及率の向上に努める。
- ②人口の密集地域においては公共下水道のほかに、コミュニティ・プラントや集落排水処理施設等、適切な処理施設を選択する。
- ③集落の形態をなさず、分離立地している家屋については、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- ④単独処理浄化槽を設置している家屋については、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。
- ⑤今後行われる宅地開発や集合住宅については、合併処理浄化槽等の整備を促進する。

4. 生活排水の処理主体

目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別の処理主体は表Ⅲ－１－１４に示すとおりである。

表Ⅲ－１－１４ 生活排水の処理主体（将来）

処理施設の種類	処理対象となる生活排水	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等(施設設置者)
公共下水道	し尿及び生活雑排水	坂出市
単独処理浄化槽	し尿	個人等(施設設置者)
汚泥再生処理センター	し尿及び浄化槽汚泥	坂出・宇多津行政事務組合

5. 生活排水処理基本計画

1) 生活排水の処理計画

生活排水処理に係る理念、目標を達成するために、本市において排出されるすべての生活排水を適正に処理することを目標とする。計画目標年次（令和13年度）における生活排水処理率の目標を63.24%とする。

表Ⅲ－１－１５ 生活排水の処理目標

項目\年度		実績値		予測値	
		単位	令和2年度	令和8年度	令和13年度
処理形態別人口	総人口	人	52,288	49,509	47,985
	下水道接続人口	人	11,137	10,773	10,672
	下水道接続率	—	21.30%	21.76%	22.24%
	計画処理区域内人口—下水道	人	41,151	38,736	37,313
	合併処理浄化槽人口	人	21,697	20,424	19,673
	単独処理浄化槽人口	人	11,769	11,078	10,671
	し尿収集人口	人	7,685	7,234	6,969
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	32,834	31,197	30,345
	生活排水処理率	—	62.79%	63.01%	63.24%

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷総人口

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理は、公共下水道及び合併浄化槽によるものとする。

計画目標年次（令和13年度）における各処理施設の処理区域及び処理区域内人口は、表Ⅲ－１－１６に示すとおりである。

表Ⅲ－１－１６ 生活排水を処理する区域及び人口

処理施設	処理区域	計画処理区域内人口(人)	
		令和2年度 (現況)	令和13年度 (計画目標年次)
公共下水道	中讃流域(大東川処理区)	11,137	10,672
合併処理浄化槽	上記の区域以外	21,697	19,673
計		32,834	30,345

2) し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

①収集区域

収集区域は本市の行政区域全域とする。

②収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とする。

③収集運搬体制

生し尿は直営による定期収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、当面は現在の体制を継続する計画である。また、生し尿及び浄化槽汚泥の量的変動に対応すべく収集体制の効率化円滑化を図る。

(2) 中間処理計画

収集した生し尿及び浄化槽汚泥は、現在と同様、汚泥再生処理センター（番の州浄園）で中間処理を行う。

(3) 最終処分計画

生し尿及び浄化槽汚泥を中間処理した後に発生する脱水汚泥は汚泥再生処理センター（番の州浄園）で焼却処理が行われ、その焼却残渣は坂出環境センターで埋立処分が行われており、当分は現行体制を踏襲していく計画である。

3) 計画を達成するための講ずべき施策

(1) 住民・事業者・本市の役割

①住民の役割

し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理するように、地域の生活排水処理施設の整備に併せ、生活排水処理施設への早期接続や合併処理浄化槽への改造等によって生活排水処理の適正かを推進する事が重要である。

②事業者の役割

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理を設置・整備するとともに、事務所棟からの生活排水についても適正な処理をすることが必要である。

③本市の役割

本市では、し尿・浄化槽汚泥を将来的にも安全かつ経済的に適正に処理することを図っていく。

a. 公共下水道における方策

公共下水道区域内で下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に下水道へ接続するように指導していく。また、下水道接続等に関する融資制度の活等について周知を図る。

b. 合併処理浄化槽等における方策

公共下水道事業の計画区域外及び農業集落排水施設事業の計画区域外、あるいはこれらの処理施設が整備されるまでに相当の期間を要する区域や、集落を形成しておらず集合処理が困難な地域については、合併処理浄化槽の設置を促進していく。

既に浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守兼点検・清掃及び検査の実施について、周知徹底を図る。

c. その他

住民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活用を促進していくことを検討する。

4) 公共下水道施設整備計画

公共下水道の整備計画は、表Ⅲ－１－１７に示すとおりである。

表Ⅲ－１－１７ 公共下水道の整備計画

流域区分	年度	処理区域内人口 (人)	処理人口 (人)	備考
中讃地区(Ⅰ)	令和2	51,900	13,900	中讃流域 (大東川処理区)
	令和12	44,800	19,800	

5) その他

(1) 住民に対する広報、啓発活動

- ①生活排水による水質汚濁を防ぐため、各家庭でできる対策の周知を図る。
- ②合併処理浄化槽への転換の推進を図る。
- ③合併処理浄化槽の清掃保守点検汚実施を積極的に指導していく。
- ④パンフレットやポスターによる住民意識の高揚を図る。
- ⑤施設見学会を開催し、生活排水処理に関する関心を高める。

(2) 関連計画との関係

「坂出環境基本計画」(平成28年3月)には、表Ⅲ-1-18のとおり水質汚濁対策が記されている。

表Ⅲ-1-18 坂出市環境基本計画(一部抜粋)

水質汚濁対策

①河川、海域の定期的な水質検査を実施し、水質の監視を行います。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を行います。また、法令や条例に基づく水質汚濁物質の総量規制や監視・指導を進めていくだけでなく、法令や条例の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。

■水質調査

類型指定された3河川および小河川のうち8河川、海域は11カ所で水質検査を定期的実施しています。また、ゴルフ場で多く使用される殺菌剤、殺虫剤、除草剤について、3カ所で水質調査を実施しています。

②工場等の排水については、関係機関と連携し、法令基準を遵守するよう適切な指導、監視を行います。また、下水道の整備や浄化槽の設置および適切な維持管理の促進、家庭での水質浄化等、生活排水対策を推進します。

■下水道整備

下水道は、快適な生活環境の確保と公共水域の水質の保全を図るための基本的な施設であり、昭和52年12月に中讃流域下水道(大東川)計画が策定され、本市も流域関連公共下水道として計画を策定し、市街地等678haについて認可を受け、処理区域の拡大を図るため管渠整備を進めています。

■浄化槽設置整備補助事業

生活環境の快適性を高め、環境衛生の向上を図るための事業の一環として、未処理のまま排出されていた生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)を、し尿と併せて処理する浄化槽を設置する市民に対し、補助金を交付して設置促進を図っています。

資 料 編

1. 坂出市環境美化条例

平成14年3月26日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地域環境の美化に関し、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄および犬のふんの放置を防止することにより、本市における生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、在学し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 空き缶等 不用となった缶、びんその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他の散乱性の高い不用物をいう。
- (5) 所有者等 土地および建物の所有者、占有者または管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生活環境の快適性の向上および資源の有効利用を図るために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等および吸い殻等を持ち帰る等、散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等および吸い殻等の散乱防止ならびに空き缶等の再資源化の促進について従業員に啓発するとともに、事務所およびその周辺ならびに当該事業活動を行う地域において環境美化に努めなければならない。

2 製品の製造または販売を行う事業者は、当該製品の散乱防止について消費者に啓発するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、または管理する土地および建物において散乱する空き缶等および吸い殻等を回収し、みだりに空き缶等および吸い殻等が捨てられないよう環境の保全に努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化の日)

第7条 市長は、環境美化について市民等、事業者および所有者等の関心と理解を深め、美しいまちづくりを促進するため、環境美化の日を設けることができる。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに空き缶等および吸い殻等を公共の場所および他人が所有し、占有し、または管理する場所に投棄してはならない。

(飼い犬のふんの始末)

第9条 飼い犬の所有者または管理者(次項において「飼い主」という。)は、道路河川、公園その他の公共の場所および他人が所有し、占有し、または管理する場所に、犬のふんを放置してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認められる飼い主に対し、犬のふんを持ち帰るよう指導することができる。

(空地の管理)

第10条 所有者等のうち、空地を所有し、占有し、または管理する者は、当該土地に雑木、雑草等が繁茂しないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、所有者等が前項の規定に違反し、当該土地の雑木、雑草等が周辺環境を著しく損なっていると認めるときは、当該所有者等に対し、除去、手入れその他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(回収容器の設置)

第11条 自動販売機を使用して飲食料品を販売する事業者は、回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等を再資源として利用するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の規定に違反していると認められる事業者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、これを適正に維持管理するよう勧告することができる。

4 市長は、前項の勧告を受けた事業者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該事業者の住所および氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）ならびに勧告に係る事項を公表することができる。

（調査）

第12条 市長は、空き缶等の散乱状況を調査する必要があると認めるときは、空き缶等または吸い殻等の散乱が認められる土地または建物内に所管課の職員を立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により必要な調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第14条 第11条第3項の勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

第15条 第10条第2項の勧告に従わない者は、3万円以下の過料に処する。

第16条 第8条の規定に違反した者は、3千円の過料に処する。

（適用上の注意）

第17条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、その本来の目的を逸脱してこれを濫用し、市民等、事業者および所有者等の権利を不当に侵害することがあることはない。

付 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2. 坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成8年3月28日条例第4号

改正

平成12年3月23日条例第17号

平成14年3月26日条例第21号

平成15年9月30日条例第24号

平成19年9月26日条例第23号

令和2年12月25日条例第37号

令和3年3月30日条例第9号

坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年坂出市条例第43号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、資源循環型の社会の形成および生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2）事業系一般廃棄物 事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、およびその適正な処理を確保するために必要な施策を総合的に推進するとともに、これらに関する市民および事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

2 前項の一般廃棄物には、有毒性、危険性、悪臭その他により市長の行う一般廃棄物の適正な処理に支障をきたすおそれのあるものを混入してはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売されるその製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市長の行う一般廃棄物の適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努め、その適正な処理に関する情報を提供するとともに、一般廃棄物となった製品、容器等を自ら回収する等一般廃棄物を少なくするよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地または建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地または建物および周辺の清掃を行う等清潔を保つよう努めなければならない。

2 占有者は、その土地または建物内に、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない。

3 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を利用する者および当該公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の清潔を保つよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定による一般廃棄物処理計画の実施計画(以下「実施計画」という。)を、策定しなければならない。

2 市長は、年度の途中において実施計画について著しい変更を行ったときは、その都度、策定しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、実施計画に基づき、家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、および処分しなければならない。

2 市長は、前項の規定による家庭系一般廃棄物の適正な処理に支障が生じない範囲で、事業系一般廃棄物を処分することができる。

(占有者の協力義務等)

第9条 占有者は、その土地または建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら一般廃棄物を処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条または第4条の2に規定する基準に準じて処分しなければならない。

3 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、実施計画に基づき、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市長の行う一般廃棄物の収集、運搬および処分に協力しなければならない。

4 市長は、前項の規定による協力義務が適切に果たされていないと認めるときは、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう指示することができる。

5 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所および運搬の方法その他その適正な処理の確保のために必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物の処理に係る指定収集袋の使用および届出)

第10条 占有者は、その排出する家庭系一般廃棄物（燃やせるごみおよび破碎ごみに限る。）の処理を、市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬および処分によって行う場合には、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 前項の家庭系一般廃棄物の品目については、実施計画で定める。

3 占有者は、犬、猫等の死体を自ら運搬しないとき、または処分しないときは、市長に届け出なければならない。

(減量計画等)

第11条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物)

第12条 市長は、一般廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

3 適正処理困難物を製造、加工、販売する事業者は、自らその製品、容器等の回収に努める等市

長が行う一般廃棄物の適正な処理の確保に協力しなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第13条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は次のとおりとする。

(1) 常時多量排出量が1日平均10キログラム以上

(2) 一時多量排出量が1回 30キログラム以上

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 市長が行う一般廃棄物の収集、運搬および処分については、別表第1から別表第2までに規定する一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の納付方法は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料は、市長が指定する施設に当該一般廃棄物を搬入した際、納めなければならない。

(2) 別表第1の2に規定する一般廃棄物処理手数料は、指定収集袋の交付を受ける際、納めなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第16条 法第7条第1項もしくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業もしくは一般廃棄物処分業または浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業または一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該許可に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等許可手数料)

第17条 前条第1項の許可については、当該申請の際、別表第3に規定する許可手数料を徴収する。

(審議会の設置)

第18条 一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等を図るため、坂出市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(リサイクル推進員)

第19条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量および適正な処理の推進に関し熱意と識見を有する者のうちから、リサイクル推進員を委嘱することができる。

- 2 リサイクル推進員は、一般廃棄物の発生の抑制、再生利用による減量および一般廃棄物の適正な処理のため、市の施策の協力、市民に対する指導、助言その他の活動を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、リサイクル推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(坂出、宇多津広域行政事務組合に係る特例)

- 2 当分の間、坂出、宇多津広域行政事務組合から市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物を処分する場合の処理手数料については、第14条第1項および別表第1の規定にかかわらず、100キログラムまでのものは3,000円とし、100キログラムを超えるものは3,000円に20キログラム(20キログラム未満は、20キログラムとする。)を増すごとに600円を加算した額とする。

付 則 (平成12年3月23日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月26日条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年9月30日条例第24号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則 (平成19年9月26日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定および別表第1の次に別表第1の2を加える改正規定については、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市長が指定している収集袋は、平成20年9月30日までは、改正後の坂
 出市廃棄物の処理および清掃に関する条例第10条第1項の指定収集袋とみなす。

付 則（令和2年12月25日条例第37号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日条例第9号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

種別	処理区分	手数料額
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	家庭系一般廃棄物 (1) 100キログラムまでのものは500円 (2) 100キログラムを超えるものは500円に20キログラム（20キログラム未満は、20キログラムとする。）を増すごとに100円を加算した額
		事業系一般廃棄物 (1) 100キログラムまでのものは1,000円 (2) 100キログラムを超えるものは1,000円に20キログラム（20キログラム未満は、20キログラムとする。）を増すごとに200円を加算した額

別表第1の2（第14条関係）

種別	処理区分	単位	手数料額
家庭系一般廃棄物（第10条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならないものに限る。）	収集、運搬および処分	指定収集袋（大）1袋につき	45円
		指定収集袋（中）1袋につき	30円
		指定収集袋（小）1袋につき	15円
		指定収集袋（特小）1袋につき	8円

備考 「指定収集袋（大）」とは、内容量がおおむね45リットルのものをいい、「指定収集袋（中）」とは、内容量がおおむね30リットルのものをいい、「指定収集袋（小）」とは、内容量がおおむね15リットルのものをいい、「指定収集袋（特小）」とは、内容量がおおむね8リット

ルのものをいう。

別表第2（第14条関係）

種別	処理区分	単位	手数料額
し尿くみ取手数料	収集、運搬および処分	従量割 18リットルにつき（18リットル未満の端数は、18リットルとする。）	160円
		回数割 1回につき	200円

別表第3（第17条関係）

種別	単位	手数料額
一般廃棄物収集運搬業（ごみ・し尿）	1件	5,000円
一般廃棄物処分業（ごみ）	1件	5,000円
浄化槽清掃業	1件	5,000円

3. 坂出環境センター条例

平成3年3月26日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物のうち、不燃物を適正に処理するため、坂出環境センター（以下「環境センター」という。）を設置し、別に定めるもののほか、その管理および運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称および位置)

第2条 環境センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
坂出環境センター	坂出市府中町6870番地

(投入許可)

第3条 環境センターに不燃物を投入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(投入の不許可)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、不燃物の投入を許可しない。

- (1) 環境センターの保全に支障があると認められるとき。
- (2) 不燃物の投入により、公害等の発生のおそれがあると認められるとき。

(職員)

第5条 環境センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

4. 坂出市リサイクルプラザ条例

平成11年9月30日条例第20号

改正

平成21年7月3日条例第16号

(設置)

第1条 本市における一般廃棄物の減量、再資源化および再生利用を推進し、循環型社会の構築を図るため、坂出市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 リサイクルプラザの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
坂出市リサイクルプラザ	坂出市江尻町24番地1

(定義)

第3条 この条例において「一般廃棄物」とは、坂出市の区域内で排出される粗大ごみ、不燃ごみおよび資源ごみをいう。

2 この条例において「資源ごみ」とは、粗大ごみおよび不燃ごみ以外で再生利用が可能なものをいう。

3 この条例において「家庭系一般廃棄物」および「事業系一般廃棄物」とは、坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成8年坂出市条例第4号）第2条第2項各号に規定する廃棄物であって第1項に該当するものをいう。

(業務)

第4条 リサイクルプラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 粗大ごみおよび不燃ごみの破碎処理ならびに再資源化に関すること。
- (2) 資源ごみの再生利用に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(市民工房等)

第5条 前条第2号に規定する業務ならびに市民の啓発および利用に供するため、リサイクルプラザ内に市民工房、研修室、会議室およびマルチホール（以下「市民工房等」という。）を置く。

(職員)

第6条 リサイクルプラザに、所長その他必要な職員を置く。

(搬入)

第7条 リサイクルプラザへの家庭系一般廃棄物の搬入については、市の収集搬入または自己搬入によるものとする。ただし、粗大ごみについては、市の個別訪問による収集搬入（以下「個別訪問収集」という。）または自己搬入によるものとする。

2 事業系一般廃棄物については、自己搬入に限るものとする。

（搬入または使用の許可）

第8条 一般廃棄物を搬入しようとする者または市民工房等を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件または制限を付することができる。

（搬入または使用の不許可）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般廃棄物の搬入または市民工房等の使用の許可をしない。

（1）一般廃棄物の搬入により公害等の発生のおそれがあると認めるとき。

（2）リサイクルプラザの施設、設備、器具等（第16条において「施設等」という。）をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。

（3）管理上支障があると認めるとき。

（手数料および使用料）

第10条 一般廃棄物の搬入の許可を受けた者（以下「搬入者」という。）は、別表第1および別表第2に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

2 市民工房等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）については、使用料を徴収しない。

（手数料の免除）

第11条 市長は、天災その他の特別の理由があると認めるときは、前条第1項の手数料を免除することができる。

（手数料の還付）

第12条 既納の手数料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

（1）搬入者の責によらない事由で搬入できなかったとき。

（2）公益上または管理上の必要により、搬入を停止し、または許可を取り消したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(使用目的の変更等の禁止)

第13条 使用者は、市長の許可を受けないで市民工房等の使用目的を変更し、または使用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第14条 市長は、使用者の申請による場合のほか、使用の許可後であっても次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、もしくは使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可条件または制限に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 第9条第2号に該当するとき。

(5) その他市長において公益上または管理上必要があると認めるとき。

2 前項の取消し等により生じた損害については、市長はその責を負わない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、市民工房等の使用が終わったときまたは前条の規定により使用を停止され、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 搬入者または使用者は、施設等をき損し、または滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があるとき認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で別に定める。

付 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項ただし書の規定および第10条第1項に規定する別表第1の手数料に関する部分は、平成12年1月1日から施行する。

付 則 (平成21年7月3日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表第 1 (第10条関係)

家庭系一般廃棄物処理手数料

種別		手数料額
個別訪問 収集した もの	家庭電化器具類	一品につき100円以上2,000円以下で別に定める額
	金属製品類	〃 100円以上2,000円以下 〃
	寝具類	〃 100円以上1,500円以下 〃
	家具類	〃 100円以上1,500円以下 〃
	建具類・その他	〃 100円以上1,000円以下 〃
自己搬入したもの		100キログラムまでは500円。100キログラムを超えて20キログラムを増すごとに、100円を加算した額

別表第 2 (第10条関係)

事業系一般廃棄物処理手数料

手数料額
100キログラムまでは1,000円。100キログラムを超えて20キログラムを増すごとに、200円を加算した額